

# あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市総務部文書法制課  
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号  
株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## 目 次

### 条 例

- 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（第39号）…………… 3
- 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例（第40号）…………… 3

### 規 則

- 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則（第24号）…………… 3
- 秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（第25号）…………… 7
- 母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第26号）…………… 7

### 公 平 委 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第1号）…………… 8

### 告 示

- 御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務の委託について（第74号）…………… 8
- 平成27年度固定資産の価格等の固定資産税台帳への登録について（第75号）…………… 8
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第76号）…………… 8
- 秋田市保健所取扱手数料の徴収事務の委託について（第77号）…………… 11
- 犬の登録手数料の徴収事務の委託について（第78号）…………… 11
- 狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託について（第79号）…………… 11
- 一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第80号）…………… 11
- 空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務の委託について（第81号）…………… 11
- 一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務の委託について（第82号）…………… 11
- 秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務の委託について（第83号）…………… 11
- 秋田市勤労者総合福祉センターにおける住民票等手数料収納業務の委託について（第85号）…………… 12
- 秋田市にぎわい交流館における住民票等手数料収納業務の委託について（第86号）…………… 12
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第87号）…………… 12

- 秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第88号）…………… 12
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第89号）…………… 12
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第90号）…………… 12
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設および指定介護予防サービス事業者の指定について（第91号）…………… 13
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第92号）…………… 13
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第93号）…………… 13
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第94号）…………… 13
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の変更および廃止について（第95号）…………… 14
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第96号）…………… 14
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第97号）…………… 14
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第98号）…………… 14
- 後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第99号）…………… 15
- 秋田市公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について（第100号）…………… 15
- 認定こども園、幼稚園および保育所の確認について（第101号）…………… 15
- 認定こども園、小規模保育事業および事業所内保育事業の確認について（第102号）…………… 17
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第103号）…………… 18
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第104号）…………… 18
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第105号）…………… 18
- 地籍調査事業の実施について（第106号）…………… 18
- 指定緊急避難場所の指定について（第107号）…………… 18
- 指定避難所の指定について（第108号）…………… 18
- 医療担当機関の指定および廃止について（第109号）…………… 18
- 介護担当機関の指定、変更および廃止について（第110号）…………… 19
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第111号）…………… 19
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定について（第112号）…………… 19
- 市道路線の区域変更について（第113号）…………… 20
- 粗大ごみ用紙売りさばき人の指定について（第114号）…………… 20
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第115号）…………… 20
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第116号）…………… 20
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第117号）…………… 20
- 後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第118号）…………… 20

.....20

○医師の指定辞退について（第119号） .....21

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第120号） .....21

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第121号） .....21

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第122号） .....21

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第123号） .....21

○行旅死亡人の取扱いについて（第124号） .....22

○秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第125号） .....22

**教 委 告 示**

○秋田市教育委員会定例会の招集について（第7号） .....22

**選 管 告 示**

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第9号） .....22

○平成27年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の任期満了による総選挙について（第10号） .....22

○平成27年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について（第11号） .....22

○平成27年 4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第12号） .....23

○平成27年 4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第13号） .....23

○平成27年 4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所について（第14号） .....26

○平成27年 4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第15号） .....26

○平成27年 4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第16号） .....27

○平成27年 4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所について（第17号） .....31

○平成27年 4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻について（第18号） .....34

○平成27年 4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票の場所および日時について（第19号） .....34

○平成27年 4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者について（第20号） .....34

○平成27年 4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第21号） .....34

○平成27年 4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者の変更選任について（第22号） .....34

○平成27年 4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者の変更選任について（第23号） .....34

○選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所について（第24号） .....34

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第25号） .....34

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙について（第26号） .....34

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について（第27号） .....35

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第28号） .....35

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙において発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第29号） .....35

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第30号） .....35

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所について（第31号） .....38

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第32号） .....38

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第33号） .....38

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所について（第34号） .....43

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻について（第35号） .....45

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務について（第36号） .....45

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時について（第37号） .....46

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について（第38号） .....46

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の変更選任について（第39号） .....46

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者の変更選任について（第40号） .....46

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者の変更選任について（第41号） .....46

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙の当選者の住所および氏名について（第42号） .....46

**選 挙 長 告 示**

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所について（第1号） .....47

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第2号） .....47

○平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における候補者の届出について（第3号） .....47

**孫 選 挙 長 告 示**

○平成27年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号） .....50

○平成27年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第2号） .....50

- 平成27年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について（第3号）……………52
- 平成27年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について（第4号）……………52
- 平成27年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について（第5号）……………52
- 平成27年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について（第6号）……………52
- 平成27年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第7号）…52

**農 委 告 示**

- 秋田市農業委員会総会の招集について（第6号）……………53

**公 告**

- ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピロマウイルス感染症、水痘および高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について……………53
- 大規模小売店舗の変更に関する届出について……………69
- 大規模小売店舗の変更に関する届出について……………70
- 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会の委員の補欠選挙期日について……………70
- 農用地利用集積計画の縦覧について……………70

**教 委 公 告**

- 業務委託に係る公募型指名競争入札の実施について……………70

**上下水道局公告**

- 受益者負担金の賦課対象区域について……………71

**条 例**

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第39号**

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年秋田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 4月28日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第40号**

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 6 第1項第1号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,653円とする。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市介護保険条例第4条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

**規 則**

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市規則第24号**

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年秋田市条例第28号。以下「条例」という。）第3条、第5条および第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用者負担額の額）

第2条 条例第3条に規定する規則で定める利用者負担額の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1号認定子ども 別表第1に定めるところにより算定した額
- (2) 2号認定子どもおよび3号認定子ども 別表第2に定めるところにより算定した額

（複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る特例）

第3条 負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）に関する利用者負担額の額は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

- (1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して別表第1および別表第2に基づき算定した額に100分の50を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第三学年修了前子ども（政令第14条に規定する小学校第三学年修了前子どもをいう。以下この条において同じ。）が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下この条において同

- じ。)のうち最年長者をいう。以下この条において同じ。)である1号認定子ども
- イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども(当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下この条において同じ。)(最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。ウおよび次号において同じ。)である2号認定子ども又は3号認定子ども
- ウ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども
- (2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 零
  - ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第三学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである1号認定子ども
  - イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定

- 基準小学校就学前子どもである1号認定子ども
- ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子どもおよび負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である支給認定子ども
  - (延長保育料の額)
- 第4条 条例第5条第2項に規定する規則で定める延長保育料の額は、別表第3に定めるところにより算定した額とする。
  - (保育料等の減免の手続)
- 第5条 条例第7条の規定により保育料等の減免を受けようとする者は、保育料等減免申請書を市長に提出しなければならない。
  - 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを減免することができる。
    - (保育料等徴収職員証)
- 第6条 条例第8条第2項の保育料等徴収職員証の様式は、別記様式のとおりとする。
  - (委任)
- 第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
  - 附 則
  - この規則は、公布の日から施行する。
- 別表第1 1号認定子どもに係る利用者負担額(第2条関係)

各月初日の1号認定子どもに係る支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)
階層区分	定 義		
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)による被支援世帯(以下別表第2において「被保護世帯等」という。)		円 0
2	1階層を除き、当該年度分(4月分から8月分にあつては前年度分)の市町村民税の所得割の額のない世帯		3,000
3	1階層を除き、当該年度分(4月分から8月分にあつては前年度分)の市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	100円以上77,100円以下	14,170
4		77,101円以上211,200円以下	18,040
5		211,201円以上	22,620

備考

- 1 この表における階層区分の決定に当たっては、1号認定子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。
- 2 この表において、「市町村民税」とは地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「所得割」とは同法第292条第1項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)をいう。ただし、所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合は、その額を所得割の額から控除した額を所得割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、同法第314条の8、同法第314条の9、同法附則第5条第3項、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項、同法附則第5条の5第2項および同法附則第45条の規定は適用しないものとする。

- 3 1号認定子どもに係る支給認定保護者の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次の表に掲げる階層に決定されたときは、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる利用者負担額とする。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。)の世帯
  - (2) 次に掲げる者(在宅のものに限る。)を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者  
 (3) 生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	利用者負担額（月額）
2	円 0
3	13,170

別表第2 2号認定子どもおよび3号認定子どもに係る利用者負担額（第2条関係）

各月初日の2号認定子どもおよび3号認定子どもに係る支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	満3歳未満	満3歳	満4歳以上
A	A被保護世帯等	円 0 0	円 0 0	円 0 0
B	A階層を除き、当該年度分（4月分から8月分にあつては前年度分）の市町村民税非課税世帯	5,950 5,950	4,800 4,800	4,800 4,800
C 1	A階層を除き、当該年度分（4月分から8月分にあつては前年度分）の市町村民税の所得割均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	13,850 13,620	12,870 12,660	12,870 12,660
C 2	100円以上5,000円未満	15,990 15,720	14,850 14,600	14,850 14,600
C 3	5,000円以上48,600円未満	17,320 17,030	16,500 16,220	16,500 16,220
D 1	48,600円以上51,000円未満	18,000 17,700	16,740 16,460	16,740 16,460
D 2	51,000円以上56,000円未満	21,000 20,650	20,380 20,040	20,380 20,040
D 3	56,000円以上62,000円未満	21,600 21,240	21,060 20,710	21,060 20,710
D 4	62,000円以上79,000円未満	24,300 23,890	23,030 22,640	23,030 22,640
D 5	79,000円以上86,000円未満	24,600 24,190	23,220 22,830	23,220 22,830
D 6	86,000円以上97,000円未満	27,750 27,280	26,460 26,020	26,460 26,020
D 7	97,000円以上109,000円未満	27,820 27,350	26,600 26,150	26,560 26,110
D 8	109,000円以上119,000円未満	31,600 31,070	30,130 29,620	28,110 27,640
D 9	119,000円以上131,000円未満	31,820 31,280	30,310 29,800	28,260 27,780
D 10	131,000円以上142,000円未満	34,490 33,910	33,850 33,280	28,410 27,930
D 11	142,000円以上154,000円未満	34,940 34,350	34,030 33,460	28,570 28,090
D 12	154,000円以上169,000円未満	38,720 38,070	34,110 33,540	28,600 28,120
D 13	169,000円以上176,000円未満	39,040 38,380	34,220 33,640	28,720 28,240
D 14	176,000円以上199,000円未満	40,260 39,580	34,410 33,830	28,880 28,390
D 15	199,000円以上230,000円未満	45,140 44,380	34,890 34,300	29,280 28,790
D 16	230,000円以上268,000円未満	46,670 45,880	34,960 34,370	29,340 28,850

D17	268,000円以上301,000円未満	46,970	35,040	29,490
		46,180	34,450	28,990
D18	301,000円以上320,000円未満	47,200	35,330	29,640
		46,400	34,730	29,140
D19	320,000円以上339,000円未満	47,360	35,700	29,950
		46,560	35,100	29,450
D20	339,000円以上	52,000	36,070	30,260
		51,120	35,460	29,750

備考

- この表の利用者負担額（月額）の欄に定める上段の数字は保育標準時間認定（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により、保育必要量について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）と認定するものをいう。以下同じ。）に係る利用者負担額の額とし、下段の数字は保育短時間認定（同項の規定により、保育必要量について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）と認定するものをいう。以下同じ。）に係る利用者負担額の額とする。
- この表における階層区分の決定に当たっては、2号認定子どもおよび3号認定子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母およびそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。
- この表において、「市町村民税」および「所得割」とは、それぞれ別表第1の備考の2に規定する市町村民税および所得割をいう。
- この表において、「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。ただし、均等割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を均等割の額とする。
- この表における「満3歳未満」、「満3歳」および「満4歳以上」とは、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用が開始された日の属する年度の初日の前日において、それぞれ3歳未満、3歳および4歳以上の子どもをいう。
- 2号認定子どもおよび3号認定子どもに係る支給認定保護者の属する世帯が別表第1の備考の3の(1)から(3)までに掲げる世帯の場合で、次の表に掲げる階層に決定されたときは、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる利用者負担額とする。

階層区分	利用者負担額（月額）	
	3号認定子ども	2号認定子ども
B	円	円
	0	0
	0	0
C 1	12,850	11,870
	12,640	11,670
C 2	14,990	13,850
	14,740	13,620
C 3	16,320	15,500
	16,050	15,240

備考 この表の利用者負担額（月額）の欄に定める上段の数字は保育標準時間認定に係る利用者負担額の額とし、下段の

数字は保育短時間認定に係る利用者負担額の額とする。

別表第3 延長保育料（第4条関係）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	徴収金額 (1回につき)
A階層およびB階層（別表第2の備考の6に掲げる世帯に限る。）	円 0
B階層（別表第2の備考の6に掲げる世帯を除く。）からD20階層まで	200

備考

- この表において「1回」とは、次の各号に掲げる延長保育の利用をいう。
  - 午前7時から午前8時30分までの延長保育の利用
  - 午後4時30分から午後6時までの延長保育の利用
  - 午後6時から午後7時までの延長保育の利用
- 同一の月における延長保育に係る徴収金額が3,000円を超えることとなるときは、この表の規定にかかわらず、当該月の延長保育に係る徴収金額は、3,000円とする。

別記様式（第6条関係）

(表面)

← 9センチメートル →			
第 号	保育料等徴収職員証		
↑ 6センチメートル ↓	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">写真</td> <td> <p>所属 職・氏名</p> <p>この者は、秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年秋田市条例第28号）第8条第1項の規定により保育料等の滞納処分のための調査、質問もしくは検査又は保育料の滞納処分を行う者であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">秋田市長 印</p> </td> </tr> </table>	写真	<p>所属 職・氏名</p> <p>この者は、秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年秋田市条例第28号）第8条第1項の規定により保育料等の滞納処分のための調査、質問もしくは検査又は保育料の滞納処分を行う者であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">秋田市長 印</p>
写真	<p>所属 職・氏名</p> <p>この者は、秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年秋田市条例第28号）第8条第1項の規定により保育料等の滞納処分のための調査、質問もしくは検査又は保育料の滞納処分を行う者であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">秋田市長 印</p>		

(裏面)

注 意
<p>1 この証は、保育料等の滞納処分のための調査、質問もしくは検査又は保育料の滞納処分を行うときは、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 この証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 4月28日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市規則第25号**

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条の表中「31,884円」を「33,653円」に、「47,826円」を「52,349円」に、「63,768円」を「74,784円」に、「79,710円」を「89,741円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市介護保険条例施行規則第7条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料の減免から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 4月28日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市規則第26号**

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

母子保健法による費用の徴収に関する規則（平成9年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成26年度」の次に「および平成27年度」を加え、附則に次の1項を加える。

4 平成27年度に限り、別表のA階層に属していた世帯であって平成27年厚生労働省告示第227号の規定により平成27年4月1日以後に同表のB階層に属することとなったもののうち、特に生活が困窮しているものとして市長が認めるものについては、当該世帯に係る徴収基準月額および加算基準月額は、零とする。別表の備考の1中「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の母子保健法による費用の徴収に関する規則別表の備考の1の規定は、平成27年度分の市町村民税の額の計算に係る

徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成26年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。

## 公平委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 4月17日

秋田市公平委員会

委員長 山 本 尚 子

### 秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

公共施設監査保全室 室長 参事 副参事
新庁舎建設室 室長 参事
国民文化祭推進室 室長 参事 副参事

を

工事検査室 室長 主席専門検査員 専門検査員
新庁舎建設室 室長 参事 副参事
番号制度導入推進室 室長 参事 副参事

に、

秋田市民交流プラザ管理室 プラザ管理室長 参事 副参事
--------------------------------

を

秋田市民交流プラザ管理室 プラザ管理室長 副参事
-----------------------------

に、

保育所 寺内保育所長
---------------

を

保育所 土崎保育所長
---------------

に、

動物園 事務長 参事 副園長 副参事
中央卸売市場 市場長 室長

を

動物園 事務長 副参事
中央卸売市場 市場長 室長
園芸振興センター 所長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 秋田市告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 徴収業務名

- (1) 御所野近隣公園野球場
- (2) 御所野近隣公園テニスコート
- (3) 御所野総合公園テニスコート

#### 2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1番地 1

公益財団法人 秋田市総合振興公社

理事長 佐 藤 隆 幸

#### 3 委託期間

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

### 秋田市告示第75号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成27年度固定資産の価格等の全てを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

課所室	委任事務
文書法制課	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務ならびに情報公開・個人情報保護および特定歴史公文書等の利用に関する費用の徴収についての事務
財産管理活用課	財産管理活用課において取扱う財産売払い収入、財産貸付収入金の収納に関する事務、市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務および市庁舎内において拾得した金銭にかかる返還金の収納に関する事務

市民税課	市民税課および資産税課で取扱う諸証明書交付手数料、納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取扱う釣銭の出納保管に関する事務
資産税課	資産税課で取扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務
納税課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税および国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
特別滞納整理課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税、公課およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
地籍調査室	都市再生街区公共基準点謄本手数料の収納に関する事務
生活総務課	各コミュニティセンターおよび斎場の公衆電話使用料の収納に関する事務。地縁による団体認可証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
太平地域センター	太平地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
下北手地域センター	下北手地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
市民課	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
国保年金課	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
後期高齢医療課	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
駅東サービスセンター	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
市民相談センター	コインコピー機に関する費用の徴収についての事務。計量検査手数料の収納に関する事務
北部市民サービスセンター	北部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料、その他歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
外旭川地域センター	外旭川地域センターにおける手数料および使用料の収納に関する事務。外旭川地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
上新城地域センター	上新城地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
金足地域センター	金足地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
西部市民サービスセンター	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務。浜田簡易郵便局における税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務
河辺市民サービスセンター	河辺市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
南部市民サービスセンター	南部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料、その他歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
岩見三内連絡所	岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料およびその他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
大正寺連絡所	大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
秋田市民交流プラザ管理室	複写機使用料および自主事業に関する収入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務

福祉総務課	災害援護資金貸付金元利収入の収納に関する事務。老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務
障がい福祉課	心身障害者居室整備資金貸付元利金および身体障害者、知的障害者保護費負担金の収納に関する事務。福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。介護者激励金返還金の収納に関する事務。老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務
保護第一課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
保護第二課	行旅人の旅費等に関する事務
介護保険課	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
衛生検査課	抑留犬の返還に関する費用および抑留犬の飼養管理費の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
子ども総務課	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子寡婦福祉資金貸付元利金、助産施設負担金、母子生活支援施設負担金および児童扶養手当の返還金の収納に関する事務。土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務
子ども育成課	児童館、児童センター、児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務。保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。各保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
環境総務課	事業系ごみ処理手数料、家庭系ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、電話料等およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
環境都市推進課	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、えさやり体験収入、寄附金の収納に関する事務
観光物産課	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の公衆電話使用料の収納に関する事務
農林総務課	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務
市場管理室	秋田市中央卸売市場および秋田市公設地方卸売市場の駐車場使用料等の収納に関する事務
公園課	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務。光沼近隣公園テニスコート使用料の収納に関する事務
都市総務課	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金および土地売払収入の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
都市計画課	都市計画図等売払収入に関する事務。開発許可等申請手数料の収納に関する事務。屋外広告物等申請手数料の収納に関する事務。屋外広告業登録申請手数料の収納に関する事務
建築指導課	建築申請手数料等の収納に関する事務
住宅整備課	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
会計課	有価証券の出納保管に関する事務
農業委員会事務局	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
教委・総務課	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
スポーツ振興課	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設、附属地の使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B&G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
中央公民館	中央公民館の使用料の収納に関する事務
東部公民館	公民館手数料に関する事務
南部公民館	南部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
北部公民館	北部公民館の使用料の収納に関する事務
太平山自然学習センター	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務ならびに釣銭の出納保管に関する事務
中央図書館明德館	中央図書館明德館の公衆電話利用料および複写機利用料の収納に関する事務。中央図書館明德館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の公衆電話使用料およびコピー料の収納に関する事務
新屋図書館	新屋図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務。新屋図書館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
千秋美術館	美術館観覧料、図録頒布収入およびつり銭の出納保管に関する事務

赤れんが郷土館	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、資料頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
民俗芸能伝承館	民俗芸能伝承館観覧料、使用料、旧金子家住宅使用料および資料頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
文化会館	文化会館使用料、公衆電話使用料、複写機等使用料および釣銭の出納保管に関する事務
秋田商業高等学校	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務。公衆電話使用料の収納に関する事務
御所野学院高等学校	秋田市立御所野学院高等学校の授業料および入学金の収納に関する事務。秋田市立御所野学院高等学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
美術大学附属高等学院	秋田公立美術大学附属高等学院の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務

**秋田市告示第77号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名  
秋田市八橋南一丁目 8番 3号  
秋田食品衛生協会  
会長 浅 利 勇

**秋田市告示第78号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名  
秋田市中通六丁目 7番 9号  
公益社団法人 秋田県獣医師会  
会長 砂 原 和 文

**秋田市告示第79号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名  
秋田市中通六丁目 7番 9号  
公益社団法人 秋田県獣医師会  
会長 砂 原 和 文

**秋田市告示第80号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1番地 1

公益財団法人 秋田市総合振興公社  
理事長 佐 藤 隆 幸

- 2 委託の期間  
平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

**秋田市告示第81号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1番地 1  
公益財団法人 秋田市総合振興公社  
理事長 佐 藤 隆 幸

- 2 委託の期間  
平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

**秋田市告示第82号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 徴収業務名
  - (1) 一つ森公園テニスコート
  - (2) 一つ森公園コミュニティ体育館
  - (3) 一つ森公園弓道場
  - (4) 雄物川河川緑地テニスコート
  - (5) 雄物川河川緑地野球場

- 2 受託人の住所および氏名  
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1番地 1  
公益財団法人 秋田市総合振興公社  
理事長 佐 藤 隆 幸

- 3 委託期間  
平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

**秋田市告示第83号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市泉中央二丁目27番28号  
有限会社本間酒店  
代表取締役 本 間 賢
- 2 委託期間  
平成27年 4月 1日から同年11月30日まで

秋田市告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市勤労者総合福祉センターにおいての住民票等手数料収納業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名  
秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号  
一般財団法人 秋田市勤労者福祉振興協会  
理事長 原 田 亀 夫

秋田市告示第86号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市にぎわい交流館においての住民票等手数料収納業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名  
秋田市中通一丁目4番32号秋田センタービル7階  
あきたまちづくり共同企業体  
代表者 秋田まちづくり株式会社  
代表取締役社長 木 内 鑛 生

秋田市告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 ブリング	グループ ホームゆ ず	秋田市仁井 田本町三丁 目10番18号	平成27年 4月1日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護

秋田市告示第88号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷龍二
秋田市卸町三丁目7番2号	秋田協同書籍株式会社 取締役社長 柳原知明
秋田市旭南一丁目6番5号	海青舎 代表 三浦正宏
能代市畠町7番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋田マサ
東京都千代田区神田神保町二丁目2番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八木唯史
秋田市山王四丁目1番1号	有限会社太田書店 代表取締役 太田盟子

秋田市告示第89号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 4月 2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
  - (1) 平成26年度第6期国民健康保険税督促状
  - (2) 平成26年度第7期国民健康保険税督促状

秋田市告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年 4月 2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社 アーバン ライフサ ポート	ライフサ ポートも みの樹	秋田市卸町 五丁目1番 35号アーバ ンティ菅鉄 Ⅲ1F	平成27年 3月31日	訪問介護、 介護予防訪 問介護
株式会社 アーバン ライフサ ポート	もみの樹 居宅介護 支援事業 所	秋田市卸町 五丁目1番 35号アーバ ンティ菅鉄 Ⅲ1F	平成27年 3月31日	居宅介護支 援

医療法人 三愛会	介護老人 保健施設 悠久荘	秋田市柳田 字鳥越68番 地	平成27年 3月31日	通所リハビリ テーション、介護予 防通所リハ ビリテー ション
-------------	---------------------	----------------------	----------------	---

**秋田市告示第91号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項、第86条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条、第93条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年4月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年 月 日	サービスの 種 類
社会福祉 法人友遊 会	特別養護 老人ホーム 飯島	秋田市飯島 道東一丁目 5番1号	平成27年 4月1日	介護老人福 祉施設
株式会社 パリケア 秋田	パリケア 秋田居宅 介護支援 事業所	秋田市泉中 央二丁目11 番10号	平成27年 4月1日	居宅介護支 援
社会福祉 法人幸泉 会	やまゆり 居宅介護 支援事業 所	秋田市飯島 川端一丁目 2番5号	平成27年 4月1日	居宅介護支 援
株式会社 りんどう の里	牛島居宅 介護支援 事業所	秋田市牛島 東六丁目5 番17号	平成27年 4月1日	居宅介護支 援
株式会社 アジマッ クスネク スト	GENKI NEXT 秋田駅東 口	秋田市手形 字西谷地416 番地1	平成27年 4月1日	通所介護、 介護予防通 所介護
株式会社 パリケア 秋田	パリケア 秋田訪問 介護ステ ーション	秋田市泉中 央二丁目11 番10号	平成27年 4月1日	訪問介護、 介護予防訪 問介護
株式会社 パリケア 秋田	パリケア 秋田訪問 看護ステ ーション	秋田市泉中 央二丁目11 番10号	平成27年 4月1日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
来楽株式 会社	訪問介護 事業所ら いらっく	秋田市外旭 川字神田112 番地	平成27年 4月1日	訪問介護、 介護予防訪 問介護
企業組合 秋田福祉 サービス	ホームヘル プサー ビス ふ きのとう おいわけ	秋田市金足 小泉字潟向 86番地1	平成27年 4月1日	訪問介護、 介護予防訪 問介護

有限会社 エリアサ ポート秋 田	ケアーズ 訪問看護 リハビリ ステーショ ン秋田南	秋田市御所 野下堤二丁 目1番7ー 1号	平成27年 4月1日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
社会福祉 法人秋田 中央福祉 会	ショート ステイあ きた中央	秋田市外旭 川字三千刈 114番地1	平成27年 4月1日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護

**秋田市告示第92号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年4月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
晃ヶ丘町内会
- 2 認可年月日  
平成10年4月17日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 佐々木 廣 美  
秋田市下新城中野字街道端西89番地169  
変更後 千 田 要  
秋田市下新城中野字街道端西89番地139
- 4 変更年月日  
平成27年4月1日
- 5 変更の理由  
役員改選による

**秋田市告示第93号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年4月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
仁井田学園町内会
- 2 認可年月日  
平成10年4月27日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 佐々木 鉄 美  
秋田市仁井田本町四丁目15番10号  
変更後 戸 島 辰 夫  
秋田市仁井田本町四丁目11番10号
- 4 変更年月日  
平成27年3月22日
- 5 変更の理由  
役員改選による

**秋田市告示第94号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条

第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年4月7日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
三浦 孝子	経絡道 秋田治療院	秋田市新屋松美町5番13号	平成27年4月1日

秋田市告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり変更および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成26年4月7日

秋田市長 穂 積 志

1 変更

名 称	変更事項（名称）		変 更年月日
	変更前	変更後	
ひかり桜ケアクリニック	ひかり睡眠ケアクリニック	ひかり桜ケアクリニック	平成27年3月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止年月日
落合整形外科医院	秋田市手形新栄町7番47号	平成27年3月31日
山王中村歯科医院	秋田市山王中島町12番16号	平成27年3月1日
越後谷薬局	秋田市大町一丁目5番23号	平成27年3月17日
熊澤蕃山堂薬局	秋田市東通七丁目1番22号	平成27年3月18日
みつば薬局	秋田市東通一丁目19番22号	平成23年3月18日

秋田市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年4月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
古野町内会
- 2 認可年月日  
平成8年4月30日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 地 主 清 一  
秋田市上北手古野字脇ノ田15番地

変更後 堀 野 敏 孝

秋田市上北手古野字脇ノ田3番地

- 4 変更年月日  
平成27年2月22日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第97号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成27年4月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成27年3月6日から同月29日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成27年4月21日から同年10月21日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第98号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新	路線名	区 域	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	港北保育所前線	秋田市土崎港北六丁目44番18地先 秋田市港北新町28番29地先	531.2	4.8 ～ 6
	新	港北保育所前線	秋田市土崎港北六丁目23番3地先 秋田市港北新町28番15地先	531.2	5 ～ 6

2 区域変更および供用開始の期日 平成27年4月10日

3 縦覧期間 平成27年4月10日から同年5月1日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第99号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年4月10日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成26年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第100号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年4月10日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の名称

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設

2 指定管理者

鹿野戸自治会

3 指定管理者の指定年月日

平成23年3月28日

4 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名

変更前 佐藤 史郎

変更後 舟山 義勝

5 変更年月日

平成27年3月29日

6 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第101号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項および同法附則第7条の規定に基づき、認定こども園、幼稚園および保育所を次のとおり確認したので、同法第41条の規定により告示する。

平成27年4月10日

秋田市長 穂 積 志

1 認定こども園の名称および所在地ならびに当該認定こども園の設置者の名称

(1) ノースアジア大学附属のびのびこども園

秋田市茨島四丁目1番20号

学校法人ノースアジア大学

(2) にいだこども園

秋田市仁井田本町三丁目5番48号

学校法人仁井田幼稚園

(3) こまどり幼稚園保育園

秋田市横森五丁目1番29号

学校法人見真学園

(4) 認定こども園 四ツ小屋

秋田市四ツ小屋字城下当場2番4号

学校法人四ツ小屋幼稚園

(5) 外旭川幼稚園・外旭川幼稚園わんわん保育園

秋田市外旭川字梶ノ目534番地

学校法人外旭川学園

(6) 聖園学園短期大学附属聖園幼稚園・聖園学園短期大学附属聖園ベビー保育園

秋田市保戸野すわ町1番58号

学校法人聖園学園

2 幼稚園の名称および所在地ならびに当該幼稚園の設置者の名称

(1) 高清水幼稚園

秋田市將軍野南一丁目1番20号

学校法人高清水幼稚園育栄会

(2) 港北幼稚園

秋田市土崎港北三丁目1番20号

学校法人港北学園

(3) ルーテル愛児幼稚園

秋田市新屋表町8番19号

学校法人児童福音楽園

(4) ひかり幼稚園

秋田市泉中央三丁目2番1号

学校法人バプテスト学園

3 保育所の名称および所在地ならびに当該保育所の設置者の名称

(1) 秋田聖徳会第一ルンビニ園

秋田市旭南一丁目5番10号

社会福祉法人秋田聖徳会

(2) 秋田聖徳会第二ルンビニ園

秋田市川元小川町1番53号

社会福祉法人秋田聖徳会

(3) 城南園

秋田市榎山古川新町41番2号

社会福祉法人秋田婦人ホーム

- |  |   |
|--|---|
| (4) 日新保育園<br>秋田市新屋町字関町後77番3号<br>社会福祉法人新屋厚生会      | 秋田市広面字近藤堰添47番地1<br>社会福祉法人こひつじ会                      |
| (5) 勝平保育園<br>秋田市新屋松美が丘南町16番13号<br>社会福祉法人新屋厚生会    | (23) ごしよの保育園<br>秋田市御所野地藏田二丁目9番6号<br>社会福祉法人山王平成会     |
| (6) 秋田保育所<br>秋田市手形休下町3番1号<br>公益財団法人鉄道弘済会         | (24) ふじ保育園<br>秋田市飯島飯田一丁目12番40号<br>社会福祉法人翼友会         |
| (7) あきた保育園<br>秋田市南通築地2番6号<br>社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会  | (25) こどものくに保育園<br>秋田市東通二丁目10番22号<br>社会福祉法人こどものくに    |
| (8) はねかわ保育所<br>秋田市下浜羽川字下山48番地105<br>社会福祉法人協和会    | (26) ウェルビューいずみこども園<br>秋田市泉菅野二丁目17番27号<br>社会福祉法人いずみ会 |
| (9) 白百合保育園<br>秋田市八橋鯉沼町5番6号<br>社会福祉法人白百合保育園       | (27) あきたチャイルド園<br>秋田市土崎港西三丁目8番28号<br>社会福祉法人風の遊育舎    |
| (10) 榎山保育園<br>秋田市南通宮田16番30号<br>社会福祉法人榎山保育園       | (28) あさひ保育園<br>秋田市手形字山崎92番地18<br>社会福祉法人太東会          |
| (11) こばと保育園<br>秋田市広面字釣瓶町71番地4<br>社会福祉法人こばと保育園    | (29) 上北手保育園<br>秋田市上北手猿田字苗代沢87番地6<br>社会福祉法人大空会       |
| (12) みつば保育園<br>秋田市保戸野八丁2番20号<br>社会福祉法人こばと保育園     | (30) わかこま保育園<br>秋田市山王六丁目7番26号<br>社会福祉法人若駒会          |
| (13) 大野保育園<br>秋田市仁井田字西潟敷11番地<br>社会福祉法人大野保育園      | (31) あきた中央保育園<br>秋田市保戸野千代田町1番10号<br>社会福祉法人秋田中央福祉会   |
| (14) かんば保育園<br>秋田市牛島西一丁目7番42号<br>社会福祉法人滯標会       | (32) 秋田駅東保育園<br>秋田市東通三丁目6番5号<br>社会福祉法人さわらび会         |
| (15) 北保育園<br>秋田市下新城中野字街道端西79番地<br>社会福祉法人新光会      | (33) 南通りすこやか保育園<br>秋田市中通五丁目10番14号<br>社会福祉法人はなづな     |
| (16) やまばと保育園<br>秋田市新屋寿町8番69号<br>社会福祉法人友睦会        | (34) こどものいえ保育園分園<br>秋田市外旭川字三後田172番<br>社会福祉法人はなづな    |
| (17) ひがし保育園<br>秋田市手形字扇田18番地1<br>社会福祉法人秋田東福祉会     | (35) こぐま保育園分園<br>秋田市泉菅野二丁目9番11号<br>社会福祉法人はなづな       |
| (18) みどり保育園<br>秋田市榎山南中町1番32号<br>社会福祉法人秋田南福祉会     | (36) ナーサリーふじ<br>秋田市飯島西袋一丁目1番3号<br>社会福祉法人翼友会         |
| (19) あおぞら乳児園<br>秋田市御野場六丁目12番8号<br>社会福祉法人雄仁会      | (37) かわしり保育園<br>秋田市山王臨海町4番15号<br>社会福祉法人山王平成会        |
| (20) さくら保育園<br>秋田市桜二丁目13番27号<br>社会福祉法人太東会        | (38) 港北チャイルド園<br>秋田市土崎港北六丁目1番33号<br>社会福祉法人風の遊育舎     |
| (21) グリーンローズ保育園<br>秋田市新屋表町8番19号<br>社会福祉法人グリーンローズ | (39) ほどの保育園<br>秋田市保戸野鉄砲町5番60号<br>社会福祉法人太東会          |
| (22) こひつじ保育園                                     | (40) グリーンローズてがた保育園<br>秋田市手形休下町1番33号                 |

<p>社会福祉法人グリーンローズ</p> <p>(41) 秋田聖徳会牛島ルンビニ園 秋田市牛島東四丁目7番48号 社会福祉法人秋田聖徳会</p> <p>(42) 土崎保育所 秋田市土崎港中央六丁目10番6号 秋田市</p> <p>(43) 川口保育所 秋田市榎山登町10番50号 秋田市</p> <p>(44) 泉保育所 秋田市泉中央五丁目6番1号 秋田市</p> <p>(45) 寺内保育所 秋田市寺内油田二丁目5番1号 秋田市</p> <p>(46) 河辺保育所 秋田市河辺北野田高屋字上前田表68番地1 秋田市</p> <p>(47) 岩見三内保育所 秋田市河辺三内字外川原115番地 秋田市</p> <p>(48) 新波保育所 秋田市雄和神ヶ村字陣笠262番地 秋田市</p> <p>(49) 川添保育所 秋田市雄和椿川字長者屋敷33番地 秋田市</p> <p>(50) 雄和中央保育所 秋田市雄和種沢字戸草沢105番地 秋田市</p> <p>4 1、2および3に掲げる施設を確認した年月日 平成27年4月1日</p> <hr/> <p><b>秋田市告示第102号</b></p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項および第29条第1項の規定に基づき、認定子ども園、小規模保育事業および事業所内保育事業を次のとおり確認したので、同法第41条および第53条の規定により告示する。</p> <p>平成27年4月10日</p> <p style="text-align: right;">秋田市長 穂 積 志</p> <p>1 認定子ども園の名称および所在地ならびに当該認定子ども園の設置者の名称</p> <p>(1) 聖霊女子短期大学附属幼稚園・保育園 秋田市南通みその町5番3号 学校法人聖霊学園</p> <p>(2) 秋田太陽幼稚園・ベビー園 秋田市大住三丁目3番41号 学校法人峰本学園</p> <p>(3) 土崎カトリックこども園 秋田市土崎港南三丁目13番35号 学校法人秋田カトリック学園</p> <p>(4) 幼保連携型認定こども園土崎幼稚園 秋田市土崎港中央四丁目5番42号 学校法人加藤学園</p>	<p>(5) 認定こども園 山王幼稚園・保育園 秋田市山王中園町4番15号 学校法人山王学園</p> <p>(6) 認定こども園 勝平幼稚園・ひよこ保育園 秋田市新屋松美ガ丘東町9番23号 学校法人和洋学園</p> <p>(7) 認定こども園 けやき平幼稚園 けやき平幼稚園附属保育園 秋田市飯島字前田表248番地 学校法人伊東学園</p> <p>(8) あおぞら幼保連携型認定こども園 秋田市仁井田字仲谷地284番地 社会福祉法人雄仁会</p> <p>(9) 秋田市旭川幼稚園 秋田市泉東町8番56号 学校法人秋田市旭川幼稚園</p> <p>2 小規模保育事業所の名称および所在地ならびに当該小規模保育事業者の名称</p> <p>(1) めばえ保育園 秋田市八橋本町六丁目11番13号 めばえ保育園</p> <p>(2) Kid's Patio! あきたルーム 秋田市御所野地藏田一丁目1番1号 株式会社 Think Education</p> <p>(3) エンジェルハウスかつひら 秋田市新屋松美ガ丘北町16番28号 高橋摩美</p> <p>(4) カナリヤベビー園 秋田市千秋北の丸5番64号 有限会社又井学園</p> <p>(5) はなまる保育園 秋田市山王三丁目4番1号 有限会社ライフサービス秋田</p> <p>(6) ぼんだ保育園 秋田市泉中央四丁目1番1号 赤塚竜一</p> <p>(7) 秋田みなと園 秋田市土崎港西三丁目8番14号 熊谷武</p> <p>(8) 大町子供の家 秋田市大町5丁目7番38号 有限会社大町子供の家</p> <p>3 事業所内保育事業所の名称および所在地ならびに当該事業所内保育事業者の名称</p> <p>(1) ほっくんキッズハウス 秋田市中通五丁目1番39号 秋田不動産サービス株式会社</p> <p>(2) すまいる保育園 秋田市御野場四丁目3番4号 医療法人正観会</p> <p>(3) オランジェリー 秋田市新屋鳥木町1番172号 株式会社プレステージインターナショナル</p> <p>4 1、2および3に掲げる施設等を確認した年月日 平成27年4月1日</p>
--	--

## 秋田市告示第103号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年4月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度および平成26年度国民健康保険税納税通知書

## 秋田市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年4月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
中野上町内会
- 2 認可年月日  
平成22年9月9日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 中 川 吉 久  
秋田市下新城中野字街道端西39番地  
変更後 中 泉 松之助  
秋田市下新城中野字街道端西32番地
- 4 変更年月日  
平成27年4月4日
- 5 変更の理由  
役員改選による

## 秋田市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年4月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
鹿野戸自治会
- 2 認可年月日  
平成6年8月31日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 佐 藤 史 郎  
秋田市雄和椿川字長者屋敷24番地1  
変更後 舟 山 義 勝  
秋田市雄和椿川字鹿野戸57番地
- 4 変更年月日  
平成27年3月29日
- 5 変更の理由  
役員改選による

## 秋田市告示第106号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、秋田県知事の平成27年度地籍調査に関する事業計画の決定を受け、地籍調査事業を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事業計画が告示された年月日  
平成27年4月14日 秋田県告示第172号
- 2 調査を実施するものの名称  
秋田市
- 3 調査地区  
(1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区  
秋田市雄和平尾鳥字中谷地、柳沢の各一部  
(2) 地籍測量・一筆地調査地区  
秋田市雄和平尾鳥字中谷地の一部
- 4 調査期間  
平成27年4月13日から平成28年3月31日まで

## 秋田市告示第107号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年4月14日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所（津波）

- 1 名 称 コスモ工機株式会社 秋田工場敷地
- 2 所 在 地 秋田市下浜羽川字五郎池地内
- 3 収容人数 3,900人

## 秋田市告示第108号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月14日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 1 名 称 茨島地区コミュニティセンター
- 2 所 在 地 秋田市茨島一丁目4番71号
- 3 収容人数 87人

## 秋田市告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年4月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
A de B クリ ニック	秋田市中通一丁目4番3号 エリアなかいち 1F	平成27年 3月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
美子スキンク リニック	秋田市中通一丁目3番5号 秋田キャッスルホテル 2階	平成27年 2月28日

秋田市告示第110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年4月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
GENKINEXT 秋田駅東口	秋田市手形字西谷地416番 地1	平成27年 4月1日

2 変更

名 称	変更事項（所在地・その他）		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
株式会社恭栄介護	秋田市八橋イサノー一丁目9番20号 TEL 018-834-1920	秋田市八橋イサノー一丁目10番8号 TEL 018-874-9937	平成27年3月19日
名 称	変更事項（所在地）		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
介護支援いずみ	秋田市泉北四丁目7番13号	秋田市外旭川字三千刈114番地1	平成27年2月25日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ライフサポート もみの樹	秋田市卸町五丁目1番35号 アーバンティ管鉄Ⅲ 1F	平成27年 3月31日
もみの樹居宅介 護支援事業所	秋田市卸町五丁目1番35号 アーバンティ管鉄Ⅲ 1F	平成27年 3月31日

秋田市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年4月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
大住町内会
- 2 認可年月日  
平成8年6月26日
- 3 変更があった事項およびその内容

パリケア秋田訪問 介護ステーション	秋田市泉中央二丁目11番10 号	平成27年 4月1日
パリケア秋田訪問 看護ステーション	秋田市泉中央二丁目11番10 号	平成27年 4月1日
パリケア秋田居宅 介護支援事業所	秋田市泉中央二丁目11番10 号	平成27年 4月1日
さらさ秋田駅前	秋田市中通四丁目17番15号	平成27年 3月15日
特別養護老人ホーム 飯島	秋田市飯島道東一丁目5番 1号	平成27年 4月1日
牛島居宅介護支援 事業所	秋田市牛島東六丁目5番17 号	平成27年 4月1日
やまゆり居宅介護 支援事業所	秋田市飯島川端一丁目2番 5号	平成27年 4月1日
ショートステイあ きた中央	秋田市外旭川字三千刈114 番地1	平成27年 4月1日
訪問介護事業所ら いらっく	秋田市外旭川字神田112番 地	平成27年 4月1日
グループホームゆ ず	秋田市仁井田本町三丁目10 番18号	平成27年 4月1日
ケアーズ訪問看護 リハビリステーション 秋田南	秋田市御所野下堤二丁目1 番7-1号	平成27年 4月1日
ホームヘルプサー ビス ふきのとう おいわけ	秋田市金足小泉字湯向86番 地1	平成27年 4月1日

代表者の氏名及び住所

変更前 栗 谷 幸之助  
秋田市大住四丁目5番12号

変更後 藤 原 富 男  
秋田市大住四丁目1番28号

- 4 変更年月日  
平成27年4月11日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第112号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、秋田市建設部道路建設課において、平成27年4月16日から平成27年4月30日まで縦覧に供する。

平成27年4月16日

秋田市長 穂 積 志

道路の種類	路線名および区間	延長 (m)	指定の 部 分
1級市道	川尻八橋線 自：秋田市川尻上野町279番8地先 至：秋田市山王六丁目76番地先	600	上下線

※指定区間の地番表示は、道路の起点から終点に向かって左側境界の敷地地番

**秋田市告示第113号**

市道路線の区域変更に関する告示  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成27年 4月17日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更の区間

道路の種類	旧新	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	浜街道2号線	秋田市新屋大川町492番2地先 秋田市新屋町字清水出脇11番地先	1928.6	8.1 ～ 29.8
	新	浜街道2号線	秋田市新屋大川町492番2地先 秋田市新屋町字清水出脇11番地先	1928.6	8.1 ～ 32.6

2 区域変更の期日 平成27年 4月17日

3 縦覧期間 平成27年 4月17日から同年 5月13日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

**秋田市告示第114号**

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成27年 4月17日

秋田市長 穂 積 志

1 売りさばき人の指定を受けた者

住所 秋田市將軍野南四丁目 2 番 5 号

氏名 三 浦 孝 雄

2 売りさばき所の所在地

秋田市泉中央一丁目 3 番 3 号

3 売りさばき所の名称

セブンーイレブン秋田泉中央 1 丁目店

**秋田市告示第115号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 4月21日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成26年度第 8 期国民健康保険税督促状

**秋田市告示第116号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項および第115

条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年 4月21日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
ゆうゆう サポート 株式会社	ゆうゆう サポート 訪問介護 サービス	秋田市土崎 港相架町字 沼端85番地 5	平成27年 4月16日	訪問介護、 介護予防訪 問介護

**秋田市告示第117号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年 4月22日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

沖村自治会

2 認可年月日

平成14年 5月29日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 深 井 稔

秋田市雄和田草川字沖村259番地

変更後 鈴 木 清 勝

秋田市雄和田草川字鯉155番地27

4 変更年月日

平成27年 3月 1 日

5 変更の理由

役員改選による

**秋田市告示第118号**

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関

する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する  
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により  
公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達  
を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 4月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成26年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第119号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定  
による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法  
施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示  
する。

平成27年 4月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 医師氏名  
岡田 健
- 2 医療機関名および診療科名  
秋田県立脳血管研究センター 脳神経外科
- 3 辞退する障害分野  
肢体不自由  
視覚障害  
聴覚障害  
平衡機能障害  
音声又は言語機能障害
- 4 辞退年月日および辞退理由  
平成27年 4月 1日 県外勤務のため

秋田市告示第120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・  
更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により  
告示する。

平成27年 4月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）  
指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者

指定 番号	訪 問 看 護 ステーション 名 称	所在地	事業者名称 ・ 代表者	指 定 年月日
第2号	ななかまどの 街訪問看護ス テーション	秋田市御 所野下堤 二丁目1 番7-1 号	有限会社 エリアサポー ト秋田 代表取締役 阿部 真	平成27年 5月1日

秋田市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定  
により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年 4月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
仁井田東町内会
- 2 認可年月日  
平成22年12月28日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 鎌 田 仁  
秋田市仁井田福島一丁目13番53号  
変更後 吉 田 明 子  
秋田市仁井田福島一丁目 5 番14号
- 4 変更年月日  
平成27年 4月12日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定  
により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年 4月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
寺沢自治会
- 2 認可年月日  
平成19年 5月10日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 鈴 木 昇  
秋田市雄和田草川字大沢口15番地 1  
変更後 佐々木 正 明  
秋田市雄和芝野新田字寺沢31番地
- 4 変更年月日  
平成27年 3月 8日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定  
により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年 4月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
平尾鳥自治会
- 2 認可年月日  
平成23年 6月30日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 酒 井 俊 一  
秋田市雄和平尾鳥字中田16番地  
変更後 鎌 田 長 男  
秋田市雄和平尾鳥字金井田70番地
- 4 変更年月日  
平成27年 4月10日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第124号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

平成27年 4月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 本籍、住所および氏名  
不詳（火葬後の人骨2体と推定）
- 2 年齢および性別等  
不詳
- 3 人相、体格、特徴等  
不詳
- 4 発見年月日  
平成27年 3月15日
- 5 発見場所  
秋田市山内字田中26番地の補陀寺霊園敷地内
- 6 死亡年月日  
不詳
- 7 処置  
平成27年 4月 3日まで秋田東警察署で調査したが、身元が判明しないため、平成27年 4月 8日に遺骨を引き取り、保管している。
- 8 連絡先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室  
電話 018-866-2090

秋田市告示第125号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月30日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田県秋田市将軍野南四丁目2番5号  
セブンイレブン秋田泉中央1丁目店  
三 浦 孝 雄

受託者の住所および氏名

宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番25号  
ローソン秋田八橋大畑店  
村 瀬 達 也

教 委 告 示

秋田市教委告示第7号

平成27年 4月 3日午後 3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成27年 4月 1日

秋田市教育委員会  
委員長 前 川 重 明

付議案件

- 1 平成27年度秋田市の教育について
- 2 雄和地域統合小学校の校名（案）について
- 3 職員の人事について承認を求める件

選 管 告 示

秋市選管告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成27年 4月 2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 50分の1の数 5,308人
- 2 3分の1の数 88,459人

秋市選管告示第10号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定に基づき、秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成27年 4月 2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 選挙の期日 平成27年 5月 4日
- 2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数  
第1選挙区 6人  
第2選挙区 7人  
第3選挙区 9人  
第4選挙区 9人

秋市選管告示第11号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、平成27年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第8条第7項の規定によりその住所および氏名を告示する。

平成27年 4月 2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙  
選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市広面字谷内佐渡 188番地 2	舟 木 貞 雄
	職 務 代理人	秋田市柳田字川崎86番 地 1	鎌 田 正
	選 挙 立会人	秋田市柳田字石神41番 地 1	鎌 田 光 春
	選 挙 立会人	秋田市広面字赤沼27番 地	松 淵 健 一
	選挙長	秋田市太平八田字藤ノ 崎 3 番地 1	鎌 田 日出冬

第 2 選挙区	職 務 代理人	秋田市太平八田字堂ノ 前31番地	阿 部 留 壽
	選 挙 立会人	秋田市太平八田字八田 187番地	鎌 田 諄
	選 挙 立会人	秋田市太平八田字上八 田 7 番地	永 井 英 夫
第 3 選挙区	選挙長	秋田市太平中関字寺中 20番地	佐々木久右衛門
	職 務 代理人	秋田市太平中関字屋敷 前 6 番地	工 藤 清
	選 挙 立会人	秋田市太平目長崎字古 町 1 番地 3	佐々木 貞 助
	選 挙 立会人	秋田市太平目長崎字上 目長崎220番地	嵯 峨 茂 雄
第 4 選挙区	選挙長	秋田市太平黒沢字稻荷 54番地	利 部 長 榮
	職 務 代理人	秋田市太平黒沢字野崎 66番地	渡 邊 兵 太 郎
	選 挙 立会人	秋田市太平山谷字野田 15番地	鎌 田 正
	選 挙 立会人	秋田市太平山谷字地主 46番地	鈴木 一右エ門

秋市選管告示第12号

平成27年 4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第 2号）第62条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成27年 4月 3日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成27年 4月 3日 午後 6時

秋市選管告示第13号

平成27年 4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 2 項の規定において読み替えて準用する同法第37条第 2 項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の 7 の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成27年 4月 3日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

平成27年 4月12日執行  
秋田県議会議員一般選挙

期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職 名	住 所	氏 名
平成27年 4月 4日	投 票 管理者	秋田市飯島緑丘町12 番 1 号	小 野 尊 尚
	職 務 代理人	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹

平成27年 4月 5日	投 票 管理者	秋田市高陽青柳町15 番25号	根 田 貞 子
	職 務 代理人	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹
平成27年 4月 6日	投 票 管理者	秋田市広面字野添78 番地 3	田 村 知 子
	職 務 代理人	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹
平成27年 4月 7日	投 票 管理者	秋田市山王七丁目11 番20号	伊 藤 芳 高
	職 務 代理人	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹
平成27年 4月 8日	投 票 管理者	秋田市飯島美砂町 4 番27号	田 中 廣 治
	職 務 代理人	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹
平成27年 4月 9日	投 票 管理者	秋田市新屋大川町 6 番 8 号	赤根谷 光 昭
	職 務 代理人	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹
平成27年 4月10日	投 票 管理者	秋田市土崎港南二丁 目 3 番27号	藤 本 夫 美 雄
	職 務 代理人	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹
平成27年 4月11日	投 票 管理者	秋田市牛島東六丁目 7 番 3 号	福 岡 瑠 美 子
	職 務 代理人	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹

平成27年 4月12日執行  
秋田県議会議員一般選挙

期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職 名	住 所	氏 名
平成27年 4月 5日	投 票 管理者	秋田市新屋元町21番 34号	三 川 則 子
	職 務 代理人	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成27年 4月 6日	投 票 管理者	秋田市檜山愛宕下11 番38号	渡 部 温 子
	職 務 代理人	秋田市横森一丁目 7 番21号	近 藤 力
	職 務 代理人	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成27年 4月 7日	投 票 管理者	秋田市太平中関字寺 中66番地	田 口 槇 子
	職 務 代理人	秋田市新屋前野町 3 番 5 号	猿 田 実
平成27年 4月 8日	職 務 代理人	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
	投 票 管理者	秋田市河辺松濑字東 沢70番地	小 林 信 子
平成27年 4月 8日	職 務 代理人	秋田市御野場新町二 丁目 7 番13号	廣 田 和 則

	職務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅原 稔
平成27年 4月9日	投票 管理者	秋田市保戸野原の町9番37号	小 縄 ヒ サ
	職務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅原 稔
	職務 代理者	秋田市雄和平尾鳥字中田101番地	進 藤 司
平成27年 4月10日	投票 管理者	秋田市飯島字家ノ下44番地	浜 田 セチ子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅原 稔
平成27年 4月11日	投票 管理者	秋田市新屋表町14番17号	佐 藤 眞知子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅原 稔
	職務 代理者	秋田市港北新町4番42号	加 藤 治

平成27年4月12日執行  
秋田県議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月5日	投票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地2	佐 藤 泰 子
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木 聡
平成27年 4月6日	投票 管理者	秋田市雄和左手子字清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木 聡
平成27年 4月7日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地1	石 塚 小枝子
	職務 代理者	秋田市新屋勝平台6番34号	川 崎 義 則
平成27年 4月8日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野146番地1	齊 藤 恵理子
	職務 代理者	秋田市横森一丁目7番21号	近 藤 力
	職務 代理者	秋田市新屋前野町3番5号	猿 田 実
平成27年 4月9日	投票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地2	佐 藤 泰 子
	職務 代理者	秋田市横森一丁目7番21号	近 藤 力
平成27年 4月10日	投票 管理者	秋田市雄和碓田字梵天野103番地	那 須 恵 子
	職務 代理者	秋田市御野場新町二丁目7番13号	廣 田 和 則
	投票 管理者	秋田市河辺松測字東沢70番地	小 林 信 子

平成27年 4月11日	職務 代理者	秋田市新屋勝平台6番34号	川 崎 義 則
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木 聡

平成27年4月12日執行  
秋田県議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市北部市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月5日	投票 管理者	秋田市寺内堂ノ沢一丁目8番11号	菅原 祐 子
	職務 代理者	秋田市外旭川字松崎223番地1	鎌 田 信 一
平成27年 4月6日	投票 管理者	秋田市寺内堂ノ沢一丁目8番11号	菅原 祐 子
	職務 代理者	秋田市土崎港南三丁目5番18号	熊 谷 恵 一
平成27年 4月7日	投票 管理者	秋田市飯島道東三丁目4番18号	加 藤 武 美
	職務 代理者	秋田市新屋松美町22番3号	佐々木 昭 夫
平成27年 4月8日	投票 管理者	秋田市飯島道東三丁目4番18号	加 藤 武 美
	職務 代理者	秋田市泉釜ノ町26番32号	千 田 綾 子
平成27年 4月9日	投票 管理者	秋田市土崎港東二丁目9番34号	加賀谷 俊 雄
	職務 代理者	秋田市土崎港東二丁目12番26号	小 野 真紀子
平成27年 4月10日	投票 管理者	秋田市土崎港東二丁目9番34号	加賀谷 俊 雄
	職務 代理者	秋田市土崎港南三丁目5番18号	熊 谷 恵 一
平成27年 4月11日	投票 管理者	秋田市寺内堂ノ沢一丁目8番11号	菅原 祐 子
	職務 代理者	秋田市外旭川字松崎223番地1	鎌 田 信 一

平成27年4月12日執行  
秋田県議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市西部市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月5日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小 野 良 治
	職務 代理者	秋田市檀山城南新町17番21号	佐々木 泰 子
平成27年 4月6日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小 野 良 治
	職務 代理者	秋田市檀山城南新町17番21号	佐々木 泰 子

平成27年 4月7日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野良治
	職務 代理者	秋田市榎山城南新町17番21号	佐々木泰子
平成27年 4月8日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野良治
	職務 代理者	秋田市榎山城南新町17番21号	佐々木泰子
平成27年 4月9日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野良治
	職務 代理者	秋田市榎山城南新町17番21号	佐々木泰子
平成27年 4月10日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野良治
	職務 代理者	秋田市榎山城南新町17番21号	佐々木泰子
平成27年 4月11日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野良治
	職務 代理者	秋田市榎山城南新町17番21号	佐々木泰子

平成27年4月12日執行  
秋田県議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市河辺市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月5日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地1	熊谷文雄
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐藤公紀
平成27年 4月6日	投票 管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地1	石井稔
	職務 代理者	秋田市雄和女米木字川崎7番地	石井浩和
平成27年 4月7日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木金満
	職務 代理者	秋田市河辺松測字街道北3番地1	佐藤康直
平成27年 4月8日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地1	熊谷文雄
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐藤公紀
平成27年 4月9日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木金満
	職務 代理者	秋田市雄和女米木字川崎7番地	石井浩和
平成27年 4月10日	投票 管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地1	石井稔
	職務 代理者	秋田市河辺松測字街道北3番地1	佐藤康直

平成27年 4月11日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木金満
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐藤公紀

平成27年4月12日執行  
秋田県議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市雄和市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月5日	投票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐藤常雄
	職務 代理者	秋田市土崎港西三丁目1番5号	大和良志
平成27年 4月6日	投票 管理者	秋田市雄和種沢字山王堂72番地2	伊藤敬一
	職務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字野中7番地	七尾宗弘
平成27年 4月7日	投票 管理者	秋田市雄和相川字高野109番地1	長谷部久夫
	職務 代理者	秋田市土崎港西三丁目1番5号	大和良志
平成27年 4月8日	投票 管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金千代司
	職務 代理者	秋田市土崎港西三丁目1番5号	大和良志
平成27年 4月9日	投票 管理者	秋田市雄和石田字前田112番地	佐藤金雄
	職務 代理者	秋田市土崎港西三丁目1番5号	大和良志
平成27年 4月10日	投票 管理者	秋田市御所野下堤一丁目3番13号	加藤志美雄
	職務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字野中7番地	七尾宗弘
平成27年 4月11日	投票 管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢1番地	石井房雄
	職務 代理者	秋田市山王五丁目1番15号	藤田靖

平成27年4月12日執行  
秋田県議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市岩見三内連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月5日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地	石塚稔
	職務 代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田口郁夫
平成27年 4月6日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字鵜養27番地	佐藤昭久
	職務 代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田口郁夫

平成27年 4月7日	投票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地3	備 後 正 義
	職務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田 口 郁 夫
平成27年 4月8日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
	職務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田 口 郁 夫
平成27年 4月9日	投票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地3	備 後 正 義
	職務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田 口 郁 夫
平成27年 4月10日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字鶴 養27番地	佐 藤 昭 久
	職務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田 口 郁 夫
平成27年 4月11日	投票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地3	備 後 正 義
	職務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田 口 郁 夫

平成27年4月12日執行  
秋田県議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市大正寺連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月5日	投票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷166番地	珍 田 智
	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成27年 4月6日	投票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷169番地	加 藤 文 雄
	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成27年 4月7日	投票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 真木屋11番地	齊 藤 良 春
	職務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字 湯野目178番地1	菊 地 義 壽
平成27年 4月8日	投票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	職務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字 湯野目178番地1	菊 地 義 壽
平成27年 4月9日	投票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷166番地	珍 田 智
	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成27年 4月10日	投票 管理者	秋田市雄和繁字脇ノ 沢88番地	工 藤 忠 彦
	職務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字 湯野目178番地1	菊 地 義 壽
平成27年 4月11日	投票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字 湯野目178番地1	菊 地 義 壽

秋市選挙告示第14号

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成27年4月3日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

期 日 前 投 票 所 名	所在地	設置する期間
秋 田 市 選挙管理委員会	秋田市山王一 丁目2番34号	平成27年4月4日から 平成27年4月11日まで
秋 田 駅 東西連絡自由通路	秋田市榎山字 長沼27番地3	平成27年4月5日から 平成27年4月11日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野 地藏田一丁目 1番1号	平成27年4月5日から 平成27年4月11日まで
秋田市北部市民 サービスセンター	秋田市土崎港 西五丁目3番 1号	平成27年4月5日から 平成27年4月11日まで
秋田市西部市民 サービスセンター	秋田市新屋扇 町13番34号	平成27年4月5日から 平成27年4月11日まで
秋田市河辺市民 サービスセンター	秋田市河辺和 田字北条ヶ崎 38番地2	平成27年4月5日から 平成27年4月11日まで
秋田市雄和市民 サービスセンター	秋田市雄和妙 法字上大部48 番地1	平成27年4月5日から 平成27年4月11日まで
秋 田 市 岩見三内連絡所	秋田市河辺三 内字外川原34 番地1	平成27年4月5日から 平成27年4月11日まで
秋 田 市 大正寺連絡所	秋田市雄和新 波字樋口62番 地2	平成27年4月5日から 平成27年4月11日まで

秋市選挙告示第15号

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月3日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで (1時間30分繰り下げ)
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで (1時間30分繰り下げ)
秋 田 市 北 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	午前8時30分から午後5時まで (3時間繰り上げ)
秋 田 市 西 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	午前8時30分から午後5時まで (3時間繰り上げ)

秋 田 市 河 辺 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 まで ( 3 時 間 繰 り 上 げ )
秋 田 市 雄 和 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 まで ( 3 時 間 繰 り 上 げ )
秋 田 市 岩 見 三 内 連 絡 所	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 まで ( 3 時 間 繰 り 上 げ )
秋 田 市 大 正 寺 連 絡 所	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 まで ( 3 時 間 繰 り 上 げ )

秋市選管告示第16号

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

平成27年4月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

平成27年4月12日執行 秋田県議会議員一般選挙  
投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 (八橋地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目3番25号	片 岡 强
	職務代理者	秋田市八橋鯉沼町3番26号	服 部 芳 久
秋 田 市 第 2 投 票 区 (保 戸 野 小 学 校)	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町7番15号	松 木 仁
	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地2	八 木 橋 久 美
秋 田 市 第 3 投 票 区 (秋 田 北 高 等 学 校)	投票管理者	秋田市飯島松根東町4番18号	北 島 学
	職務代理者	秋田市千秋北の丸5番82号	竹 内 康
秋 田 市 第 4 投 票 区 (八 橋 小 学 校)	投票管理者	秋田市八橋本町三丁目9番8号	赤 川 孝 則
	職務代理者	秋田市八橋イサノ一丁目10番18-3号	菅 井 洋 紀
秋 田 市 第 5 投 票 区 (旭北地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町五丁目7番15号	藤 田 勝
	職務代理者	秋田市土崎港東一丁目6番8号	石 井 實
秋 田 市 第 6 投 票 区 (旭 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市川元むつみ町6番14号	廣 嶋 禮 治
	職務代理者	秋田市横森五丁目22番12号	南 波 正 志
秋 田 市 第 7 投 票 区 (川 尻 小 学 校)	投票管理者	秋田市川尻上野町2番14号	相 場 善 治
	職務代理者	秋田市茨島六丁目5番36号	池 端 強 志
秋 田 市 第 8 投 票 区 (のびのび幼稚園)	投票管理者	秋田市茨島六丁目17番41号	大 友 進
	職務代理者	秋田市川尻大川町7番27号	大 原 貴 彦
秋 田 市 第 9 投 票 区 (南 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市牛島東五丁目6番38号	千 田 典 夫
	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目5番52号	伊 藤 清 弥
秋 田 市 第 10 投 票 区 ( (旧) 牛島児童館)	投票管理者	秋田市榎山城南新町16番21号	福 田 徳 行
	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋 田 市 第 11 投 票 区 (秋 田 南 中 学 校)	投票管理者	秋田市榎山本町10番18号	小 熊 伸 司
	職務代理者	秋田市榎山城南町3番6号	大 坂 伸 吉
秋 田 市 第 12 投 票 区 (榎山地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町一丁目5番39号	大 高 三 雄
	職務代理者	秋田市金足追分字海老穴72番地2	奈 良 薫
秋 田 市 第 13 投 票 区 (東 小 学 校)	投票管理者	秋田市東通五丁目3番27号	嵯 峨 博 文
	職務代理者	秋田市外旭川字前谷地248番地2	松 前 克 美
秋 田 市 第 14 投 票 区 (中 通 小 学 校)	投票管理者	秋田市南通亀の町6番28号	木 村 裕
	職務代理者	秋田市榎山本町10番41号	永 田 誠 一
秋 田 市 第 16 投 票 区 (秋 田 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市手形字中台59番地72	畠 山 隆
	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地3	佐 々 木 廣 次
秋 田 市 第 17 投 票 区 (広 面 小 学 校)	投票管理者	秋田市手形山北町8番3号	中 田 明 朗
	職務代理者	秋田市大平台四丁目6番地8	伊 藤 樹 悦
秋 田 市 第 18 投 票 区 (旭 川 小 学 校)	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字古川敷1番地15	加 藤 育 広
秋 田 市 第 19 投 票 区 (泉 公 民 館)	投票管理者	秋田市泉一ノ坪4番11号	三 浦 金 光
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目5番91号	細 川 公 一
秋 田 市 第 20 投 票 区 (添川地域交流センター)	投票管理者	秋田市濁川字蟹子沢106番地	船 木 重 治
	職務代理者	秋田市泉中央五丁目14番19号	三 浦 一 彦
秋 田 市 第 21 投 票 区 (杉 の 木 園)	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地5	高 橋 重 喜
	職務代理者	秋田市広面字板橋添40番地14	伊 藤 功 一

秋 田 市 第 22 投 票 区 (太平八田公民館)	投票管理者	秋田市太平八田字八田201番地3	大 嶋 裕
	職務代理者	秋田市桜ガ丘三丁目13番地29	安 田 光 明
秋 田 市 第 23 投 票 区 (太平地域センター)	投票管理者	秋田市太平目長崎字本町79番地	須 藤 孝 俱
	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長 谷 部 亨
秋 田 市 第 24 投 票 区 (太平中学校)	投票管理者	秋田市太平中関字平形20番地1	嵯 峨 敏 廣
	職務代理者	秋田市新屋元町13番3号	今 野 工
秋 田 市 第 25 投 票 区 (太平館越町内会館)	投票管理者	秋田市太平黒沢字館越64番地	嵯 峨 恭 榮
	職務代理者	秋田市桜二丁目9番3号	京 谷 勝 輝
秋 田 市 第 26 投 票 区 (旧)山谷小学校)	投票管理者	秋田市太平山谷字中山谷173番地	鈴 木 岩 夫
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目18番22号	木 村 俊 夫
秋 田 市 第 27 投 票 区 (こまどり幼稚園)	投票管理者	秋田市東通館ノ越5番35号	本 間 信 之 助
	職務代理者	秋田市山王中島町6番21号	檜 岡 善 治
秋 田 市 第 28 投 票 区 (下北手地域センター)	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴 田 守
	職務代理者	秋田市下北手柳館字前面120番地10	佐々木 俊 一
秋 田 市 第 29 投 票 区 (下北手宝川公民館)	投票管理者	秋田市下北手宝川字堂ヶ下101番地	川 村 俊 春
	職務代理者	秋田市濁川字堀尾田1番地138	小 玉 泰 征
秋 田 市 第 30 投 票 区 (上北手地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地2	今 野 芳 夫
	職務代理者	秋田市上北手猿田字二ツ寺83番地2	鎌 田 裕
秋 田 市 第 31 投 票 区 (上北手大戸公民館)	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸160番地	松 渕 稔
	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地4	須 田 浩 明
秋 田 市 第 32 投 票 区 (上北手古野公民館)	投票管理者	秋田市上北手古野字脇ノ田15番地	持 主 清 一
	職務代理者	秋田市上北手古野字脇ノ田43番地	堀 野 茂
秋 田 市 第 33 投 票 区 (秋田市園芸振興センター)	投票管理者	秋田市仁井田新田一丁目11番54号	原 田 隆 三
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目17番2号	佐々木 毅
秋 田 市 第 34 投 票 区 (仁井田小学校)	投票管理者	秋田市仁井田本町三丁目13番9号	相 庭 司
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目4番23号	今 野 三 悦
秋 田 市 第 36 投 票 区 (四ツ小屋幼稚園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎 昌 範
	職務代理者	秋田市御所野元町二丁目7番4号	須 磨 一 郎
秋 田 市 第 37 投 票 区 (勝平保育園)	投票管理者	秋田市新屋朝日町3番8号	工 藤 わ か 子
	職務代理者	秋田市桜ガ丘三丁目13番地25	小 玉 道 太
秋 田 市 第 38 投 票 区 (栗田養護学校)	投票管理者	秋田市新屋栗田町1番25号	小 島 初 男
	職務代理者	秋田市大町六丁目6番12号	神 田 清 武
秋 田 市 第 39 投 票 区 (秋田西中学校)	投票管理者	秋田市新屋元町2番17号	横 山 秀 男
	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町2番10号	鈴 木 直
秋 田 市 第 40 投 票 区 (西部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小 野 良 治
	職務代理者	秋田市豊岩石田坂字碓106番地1	佐 藤 喜 代 隆
秋 田 市 第 41 投 票 区 (浜田内浜田会館)	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊 春
	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町13番6号	佐々木 貴 博
秋 田 市 第 42 投 票 区 (浜田地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相 場 義 信
	職務代理者	秋田市高陽青柳町11番10-3号	金 城 裕 之
秋 田 市 第 43 投 票 区 (豊岩石田坂公民館)	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字碓62番地5	秋 山 勉
	職務代理者	秋田市御野場新町三丁目17番13号	長 谷 川 洋 一
秋 田 市 第 44 投 票 区 (豊岩地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴 木 時 雄
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字居使31番地	齋 藤 ひ かる
秋 田 市 第 45 投 票 区 (豊岩小山公民館)	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字中島98番地	鈴 木 郁 子
秋 田 市 第 46 投 票 区 (下浜桂根公民館)	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地7	佐 藤 洋 一
	職務代理者	秋田市下浜桂根字浜添34番地	小 野 文 彦
秋 田 市 第 47 投 票 区 (下浜長浜公民館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字兜森108番地2	山 岡 市 男
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島1045番地14	伊 藤 直 樹
秋 田 市 第 48 投 票 区 (下浜羽川公民館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金 釜 計 悦
	職務代理者	秋田市下浜羽川字下山48番地129	大 友 暁
秋 田 市 第 49 投 票 区 (下浜名ヶ沢公民館)	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字坂本68番地	須 田 紀 男
	職務代理者	秋田市桜一丁目16番23号	須 田 志 美 男

秋 田 市 第 50 投 票 区 ( ( 旧 ) 八 田 小 学 校 )	投票管理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細 部 芳 雄
	職務代理人	秋田市下浜羽川字水垂92番地 7	佐 藤 誠 晃
秋 田 市 第 51 投 票 区 ( 北 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー )	投票管理者	秋田市八橋本町五丁目 6 番11号	佐 藤 均
	職務代理人	秋田市土崎港北一丁目11番45号	帆 莉 博
秋 田 市 第 52 投 票 区 ( 土 崎 小 学 校 )	投票管理者	秋田市土崎港中央六丁目10番 9 号	加 藤 ト ヨ 子
	職務代理人	秋田市外旭川字三千刈21番地 4	保 坂 源 栄
秋 田 市 第 53 投 票 区 ( 港 北 小 学 校 )	投票管理者	秋田市土崎港北五丁目 3 番 5 号	浅 利 信 雄
	職務代理人	秋田市将军野南五丁目 3 番 8 号	佐 藤 耕 耕
秋 田 市 第 54 投 票 区 ( 土 崎 中 学 校 )	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目 1 番 4 号	浅 野 勲
	職務代理人	秋田市土崎港北四丁目 5 番59号	須 磨 良 之
秋 田 市 第 55 投 票 区 ( 土 崎 南 小 学 校 )	投票管理者	秋田市将军野南五丁目11番20号	加 賀 谷 敏 春
	職務代理人	秋田市勝平台17番 2 - 6 号	佐 藤 正 利
秋 田 市 第 56 投 票 区 ( 将 軍 野 中 学 校 )	投票管理者	秋田市将军野南一丁目 2 番 3 号	鎌 田 金 光
	職務代理人	秋田市将军野南五丁目 2 番12号	鎌 田 尚
秋 田 市 第 57 投 票 区 ( 寺 内 児 童 セ ン タ ー )	投票管理者	秋田市寺内児桜一丁目 5 番24号	星 野 敏 夫
	職務代理人	秋田市高陽青柳町 2 番17号	佐 藤 曜
秋 田 市 第 58 投 票 区 ( 外 旭 川 小 学 校 )	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 銀 逸
	職務代理人	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐 藤 博 幸
秋 田 市 第 59 投 票 区 ( 将 軍 野 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー )	投票管理者	秋田市将军野南五丁目 5 番 7 号	佐 藤 久
	職務代理人	秋田市八橋鯨沼町 5 番34号	加 賀 谷 学
秋 田 市 第 60 投 票 区 ( 市 営 住 宅 ツ 谷 団 地 第 一 集 会 所 )	投票管理者	秋田市将军野青山町 3 番39号	小 野 勲 夫
	職務代理人	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 義 郎
秋 田 市 第 61 投 票 区 ( 笹 岡 公 民 館 )	投票管理者	秋田市外旭川字家ノ前 7 番地	関 谷 孝 雅
	職務代理人	秋田市外旭川字南沢250番地	中 村 至
秋 田 市 第 62 投 票 区 ( 飯 島 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー )	投票管理者	秋田市飯島松根西町 9 番50号	千 浦 久 義
	職務代理人	秋田市飯島穀丁19番 5 号	池 田 誠
秋 田 市 第 63 投 票 区 ( 飯 島 小 学 校 )	投票管理者	秋田市飯島鼠田四丁目 2 番19号	伊 藤 惠 司
	職務代理人	秋田市飯島川端三丁目 9 番41号	中 島 誠
秋 田 市 第 64 投 票 区 ( 北 部 公 民 館 )	投票管理者	秋田市下新城中字屋越 2 番地	小 坂 由 太 郎
	職務代理人	秋田市金足大清水字大清水台113番地 4	安 田 忠 市
秋 田 市 第 65 投 票 区 ( 下 新 城 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー )	投票管理者	秋田市下新城青崎字雷田113番地	佐 藤 三 男
	職務代理人	秋田市土崎港北七丁目 6 番 6 号	水 戸 瀬 敏 之
秋 田 市 第 66 投 票 区 ( 下 新 城 堰 根 公 民 館 )	投票管理者	秋田市下新城岩城字下向199番地	佐 藤 多 十 郎
	職務代理人	秋田市八橋本町四丁目 3 番 8 号	伊 藤 隆
秋 田 市 第 67 投 票 区 ( 上 新 城 地 域 セ ン タ ー )	投票管理者	秋田市上新城石名坂字泉沢10番地 2	三 浦 一 雄
	職務代理人	秋田市外旭川字梶ノ目744番地 7	佐 藤 信 昭
秋 田 市 第 68 投 票 区 ( 上 新 城 道 川 公 民 館 )	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大 湊 道 雄
	職務代理人	秋田市土崎港西五丁目 4 番18号	白 岩 実
秋 田 市 第 69 投 票 区 ( 上 新 城 小 又 公 民 館 )	投票管理者	秋田市上新城小又字熊入沢 2 番地	齊 藤 貞 義
	職務代理人	秋田市飯島長野中町 7 番19-11号	佐 藤 弘
秋 田 市 第 70 投 票 区 ( 金 足 農 業 高 等 学 校 )	投票管理者	秋田市金足小泉字瀧向 7 番地19	奈 良 生 八
	職務代理人	秋田市飯島鼠田三丁目 8 番24号	奈 良 孝 一
秋 田 市 第 71 投 票 区 ( 金 足 西 小 学 校 )	投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台13番地 3	水 沢 章
	職務代理人	秋田市土崎港東一丁目 2 番61-14号	工 藤 暢
秋 田 市 第 72 投 票 区 ( 金 足 地 区 集 会 所 )	投票管理者	秋田市金足高岡字稻荷林150番地	齐 藤 忠 一
	職務代理人	秋田市川尻上野町 6 番49- 7 号	佐 藤 耕 明
秋 田 市 第 73 投 票 区 ( ( 旧 ) 金 足 東 小 学 校 )	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千 浦 隆
	職務代理人	秋田市土崎港相楽町字中谷地 9 番地41	堀 祐 樹
秋 田 市 第 74 投 票 区 ( 東 部 公 民 館 )	投票管理者	秋田市広面字宮田35番地13	夏 井 正 彦
	職務代理人	秋田市広面字谷内佐渡17番地	川 邊 久 貴
秋 田 市 第 75 投 票 区 ( 泉 中 学 校 )	投票管理者	秋田市寺内焼山 3 番31号	村 上 實 久
	職務代理人	秋田市桜方丘三丁目13番地41	相 澤 幸 久
秋 田 市 第 76 投 票 区 ( 勝 平 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー )	投票管理者	秋田市下新城中字街道端西89番地98	伊 藤 武 士
	職務代理人	秋田市寺内字三千刈336番地 2	小 野 隆 志

秋 田 市 第 77 投 票 区 (南浜地域活動支援センター)	投票管理者	秋田市千秋明德町4番51号	秋 山 修 次
	職務代理者	秋田市高陽青柳町16番38号	堀 正 悦
秋 田 市 第 78 投 票 区 (秋 田 市 役 所)	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内 藤 克 幸
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目5番35号	藤 原 健 一
秋 田 市 第 79 投 票 区 (大 住 児 童 館)	投票管理者	秋田市牛島東五丁目7番41号	松 橋 弘 明
	職務代理者	秋田市御野場新町二丁目20番5号	井 上 正 敏
秋 田 市 第 80 投 票 区 (南部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市御野場五丁目7番7号	神 谷 薫
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字中野104番地3	佐々木 勉
秋 田 市 第 81 投 票 区 (金足岩瀬公民館)	投票管理者	秋田市金足岩瀬字長田10番地3	渡 邊 貞 雄
	職務代理者	秋田市土崎港東四丁目4番17-19号	佐 藤 高 司
秋 田 市 第 82 投 票 区 (金足黒川公民館)	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三 浦 正 成
	職務代理者	秋田市金足黒川字黒川31番地	三 浦 初
秋 田 市 第 83 投 票 区 (城 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長 谷 川 ミ オ 子
	職務代理者	秋田市橋山南中町10番45-2号	工 藤 尚
秋 田 市 第 84 投 票 区 (桜 小 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目8番44号	福 士 啓 三
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字家ノ下1番地2	中 川 智
秋 田 市 第 85 投 票 区 (外旭川地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市將軍野東一丁目8番34号	福 田 恵 一
	職務代理者	秋田市土崎港中央三丁目5番27号	浜 田 宏
秋 田 市 第 86 投 票 区 (御 所 野 小 学 校)	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目3番4号	高 橋 博
	職務代理者	秋田市手形字十七流174番地3	古 谷 大 助
秋 田 市 第 87 投 票 区 (飯 島 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番6号	石 塚 實 充
	職務代理者	秋田市飯島長野中町3番45号	柴 田 充
秋 田 市 第 88 投 票 区 (御 野 場 中 学 校)	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地6	佐 藤 寛 次
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島770番地184	児 玉 聡
秋 田 市 第 89 投 票 区 (ウエルビューいずみ)	投票管理者	秋田市泉菅野一丁目5番1号	鷺 谷 達 夫
	職務代理者	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智
秋 田 市 第 90 投 票 区 (鶴 養 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐 藤 昭 久
	職務代理者	秋田市河辺松測字街道北3番地1	佐 藤 康 直
秋 田 市 第 91 投 票 区 (新 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱7番地128	小 林 孝 徳
	職務代理者	秋田市河辺岩見字新川14番地	船 木 雅 彦
秋 田 市 第 92 投 票 区 (岩 見 三 内 地 区 コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地3	備 後 正 義
	職務代理者	秋田市河辺三内字外川原83番地24	佐 藤 能 之
秋 田 市 第 93 投 票 区 (砂 子 測 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字岩谷袋6番地	佐 藤 定 次
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎35番地18	石 塚 篤 樹
秋 田 市 第 94 投 票 区 (萱森生活改善センター)	投票管理者	秋田市河辺三内字留見瀬野91番地	戸 井 田 信 男
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫
秋 田 市 第 95 投 票 区 (田 尻 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地1	高 橋 義 見
	職務代理者	秋田市河辺三内字曾場台152番地2	佐々木 透
秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤 平 ふ れ あ い 館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木 金 満
	職務代理者	秋田市河辺和田字岡村334番地11	田 口 誠
秋 田 市 第 97 投 票 区 (神 内 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺神内字太田面54番地	伊 藤 秋 夫
	職務代理者	秋田市山王六丁目22番14号	名 古 屋 晃
秋 田 市 第 98 投 票 区 (下 諸 井 児 童 館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字中道278番地2	境 屋 弘 光
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高 橋 孝 一
秋 田 市 第 99 投 票 区 (三 町 内 会 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北575番地2	熊 谷 直 正
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
秋 田 市 第 100 投 票 区 (式 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地1	石 井 稔 人
	職務代理者	秋田市河辺和田字式田49番地1	三 浦 正 人
秋 田 市 第 101 投 票 区 (河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地1	熊 谷 文 雄
	職務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木 聡
秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒沼多目的共同利用施設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上盤昌155番地	松 田 芳 隆
	職務代理者	秋田市御野場新町四丁目6番12号	織 山 泰 彦

秋田市第103投票区 (戸島ふるさとセンター)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町132番地	長谷川 清 正
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地2	鈴 木 仁
秋田市第104投票区 (畑谷公民館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春
	職務代理者	秋田市河辺戸島字七曲下65番地	高 屋 速 人
秋田市第105投票区 (雄和基幹集落センター)	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地3	佐々木 稔
	職務代理者	秋田市雄和新波字本屋敷170番地	加 藤 秀 尚
秋田市第106投票区 (神ヶ村自治会館)	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	職務代理者	秋田市雄和神ヶ村字稗島100番地	伊 藤 勉
秋田市第107投票区 (萱ヶ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰149番地	京 極 藤 美 志
	職務代理者	秋田市榎山川口境7番16号	工 藤 貴 志
秋田市第108投票区 (中ノ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字土場30番地	工 藤 金 也
	職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号	池 田 義 高
秋田市第109投票区 (雄和左手子交流センター)	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職務代理者	秋田市雄和左手子字清水下135番地	佐々木 徹
秋田市第110投票区 (種沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂72番地2	伊 藤 敬 一
	職務代理者	秋田市雄和向野字前開31番地	浅 野 正 樹
秋田市第111投票区 (平尾鳥会館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒 井 善 重 郎
	職務代理者	秋田市雄和平尾鳥字中田22番地2	酒 井 志 美 雄
秋田市第112投票区 (女米木自治会館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢1番地	石 井 房 雄
	職務代理者	秋田市雄和女米木字川崎7番地	石 井 浩 和
秋田市第113投票区 (戸賀沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3	佐々木 一 範
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目10番11号	長谷川 清 徳
秋田市第114投票区 (相川コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金 千 代 司
	職務代理者	秋田市雄和繫字宿133番地2	斉 藤 友 和
秋田市第115投票区 (高野生活改善センター)	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地1	長谷部 久 夫
	職務代理者	秋田市御野場六丁目14番13号	淡 路 喜 美 雄
秋田市第116投票区 (雄和市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市雄和平沢字大部35番地	伊 藤 一 敏
	職務代理者	秋田市八橋新川向14番18号	今 川 智 仁
秋田市第117投票区 (長者やま荘)	投票管理者	秋田市雄和椿川字袖ノ沢8番地	堀 井 弘 昭
	職務代理者	秋田市御所野元町四丁目5番33号	浅 野 学
秋田市第118投票区 (安養寺児童館)	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田89番地	黒 崎 欽 一
	職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地2	黒 崎 隆 一
秋田市第119投票区 (本田自治会館)	投票管理者	秋田市雄和田草川字本田241番地12	永 澤 民 雄
	職務代理者	秋田市雄和平沢字田中35番地1	秋 山 勝
秋田市第120投票区 (芝野自治会館)	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字上窪3番地2	齊 藤 利 廣
	職務代理者	秋田市御野場四丁目10番1号	堀 井 鏡 平
秋田市第121投票区 (下黒瀬自治会館)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐 藤 常 雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字野中7番地	七 尾 宗 弘

秋市選管告示第17号

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成27年4月3日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇  
投票所一覧表

投票区	投票所名	住 所
1	秋田市八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2番27号

2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町9番60号
3	秋田県立秋田北高等学校	千秋中島町8番1号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町7番1号
5	秋田市旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番1号
7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町8番31号
8	のびのび幼稚園	茨島四丁目1番20号
9	秋田市南部公民館	牛島東六丁目4番5号

10	(旧) 秋田市牛島児童館	牛島東一丁目2番7号	39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号
11	秋田市立秋田南中学校	南通宮田15番1号	40	秋田市西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号
12	秋田市榎山地区コミュニティセンター	榎山南中町1番9号	41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地8
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番1号	42	秋田市浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地6
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目8番22号	43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碓11番地1
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号	44	秋田市豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1
17	秋田市立広面小学校	広面字蟹沢29番地	45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田4番地1
18	秋田市立旭川小学校	手形字才ノ浜63番地	46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
19	泉公民館	泉三嶽根1番6号	47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地	48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
21	杉の木園	山内字上台15番地2	49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地5	50	(旧) 秋田市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地
23	秋田市太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地	51	秋田市北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目3番1号
24	秋田市立太平中学校	太平中関字平形46番地	52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢2番地1	53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目6番1号
26	(旧) 秋田市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地	54	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目3番1号
27	こまどり幼稚園	横森五丁目1番29号	55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目6番39号
28	秋田市下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地1	56	秋田市立將軍野中学校	將軍野南一丁目12番1号
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地	57	秋田市寺内児童センター	寺内堂ノ沢二丁目10番17号
30	秋田市上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋29番地1	58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地2
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地	59	秋田市將軍野地区コミュニティセンター	將軍野南四丁目8番8号
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地	60	秋田市営住宅四ツ谷団地第一集会所	將軍野堰越8番
33	秋田市園芸振興センター	仁井田字小中島111番地1	61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号	62	秋田市飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5番22号
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場2番地4	63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目2番1号
37	勝平保育園	新屋松美ガ丘南町16番13号	64	秋田市北部公民館	下新城中野字前谷地263番地
38	秋田県立栗田養護学校	新屋栗田町10番10号	65	秋田市下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地4

66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地	93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
67	秋田市上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地5	94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地2
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下69番地	95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地1
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合7番地	96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地6
70	秋田県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地4	97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地2
71	秋田市立金足西小学校	金足大清水字大清水台1番地	98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地1
72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地	99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
73	(旧) 秋田市立金足東小学校	金足片田字待入109番地	100	式田公民館	河辺和田字式田107番地3
74	秋田市東部公民館	広面字釣瓶町13番地3	101	秋田市河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地1
75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目6番1号	102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
76	秋田市勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号	103	戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町92番地
77	秋田市南浜地域活動支援センター	新屋南浜町7番10号	104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地1
78	秋田市役所	山王一丁目1番1号	105	秋田市雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地2
79	秋田市大住児童館	仁井田字西潟敷33番地	106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋248番地
80	秋田市南部市民サービスセンター	御野場一丁目5番1号	107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地2	108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地3
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地	109	秋田市雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地3
83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地	110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地3
84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番1号	111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地1
85	秋田市外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地	112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目1番1号	113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目1番2号	114	相川コミュニティセンター	雄和相川字銅屋111番地1
88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地	115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号	116	秋田市雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48番地1
90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地2	117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地1
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地1	118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
92	秋田市河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地1	119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地1

120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地 2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地 1

※第15、35投票区は、欠番です。

**秋市選管告示第18号**

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月3日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻 午後7時

**秋市選管告示第19号**

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票の場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

平成27年4月3日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号  
秋田市立体育館
- 2 日時 平成27年4月12日  
午後9時15分から

**秋市選管告示第20号**

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第68条の規定により告示する。

平成27年4月3日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 開票管理者  
秋田市新屋豊町10番30号 塚 田 勇
- 2 開票管理者の職務を代理すべき者  
秋田市新屋豊町3番14-405号 西 丸 功

**秋市選管告示第21号**

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成27年4月3日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成27年4月9日

午後5時30分から

**秋市選管告示第22号**

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成27年4月7日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 秋田市大正寺連絡所

平成27年4月8日

新 秋田市雄和新波字本屋敷169番地 加 藤 文 雄  
旧 秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰149番地 京 極 藤 美

**秋市選管告示第23号**

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成27年4月12日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 秋田市第48投票区（下浜羽川公民館）

新 秋田市下浜羽川字下山48番地 大 友 昭 男  
旧 秋田市下浜羽川字二十町23番地 金 釜 計 悦

**秋市選管告示第24号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づき、平成27年4月18日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成27年4月16日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 期間 平成27年4月19日 午前8時30分から午後5時まで

**秋市選管告示第25号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成27年4月18日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 50分の1の数 5,309人
- 2 3分の1の数 88,472人

**秋市選管告示第26号**

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成26年法律第125号）第1条第1項の規定に基づき、任期満了による秋田市議会議員一般選挙を次のとおり行うので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第5項の規定により

告示する。

平成27年 4月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 選挙の期日 平成27年 4月26日
- 2 選挙すべき議員の数 39人

**秋市選管告示第27号**

平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号および同条第2項ならびに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第196条の規定により告示する。

平成27年 4月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

候補者 1人につき 5,609,600円

**秋市選管告示第28号**

平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 4月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成27年 4月19日 午後 5時10分

**秋市選管告示第29号**

平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙において発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年秋市選管告示第36号）第7条の規定により告示する。

平成27年 4月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成27年 4月19日 午後 5時40分

**秋市選管告示第30号**

平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成27年 4月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

平成27年 4月26日執行  
秋田市議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月20日	投票 管理者	秋田市土崎港中央六丁目10番9号	加 藤 トヨ子
	職務 代理人	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹
平成27年 4月21日	投票 管理者	秋田市飯島字家ノ下44番地	浜 田 セチ子
	職務 代理人	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹
平成27年 4月22日	投票 管理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地109	中 川 久美子
	職務 代理人	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹
平成27年 4月23日	投票 管理者	秋田市牛島東六丁目7番3号	福 岡 瑠美子
	職務 代理人	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹
平成27年 4月24日	投票 管理者	秋田市山王七丁目11番20号	伊 藤 芳 高
	職務 代理人	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹
平成27年 4月25日	投票 管理者	秋田市飯島緑丘町12番1号	小 野 尊 尚
	職務 代理人	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹

平成27年 4月26日執行  
秋田市議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月20日	投票 管理者	秋田市広面字野添78番地3	田 村 知 子
	職務 代理人	秋田市川元開和町10番12号	菅 原 稔
平成27年 4月21日	投票 管理者	秋田市飯島緑丘町12番1号	小 野 尊 尚
	職務 代理人	秋田市大平台二丁目1番地19	加 賀 巨 樹
	職務 代理人	秋田市川元開和町10番12号	菅 原 稔
平成27年 4月22日	投票 管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川 ミオ子
	職務 代理人	秋田市川元開和町10番12号	菅 原 稔
	職務 代理人	秋田市雄和平尾鳥字中田101番地	進 藤 司
	投票 管理者	秋田市土崎港南二丁目3番27号	藤 本 夫美雄

平成27年 4月23日	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
	職務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目7番13号	廣 田 和 則
平成27年 4月24日	投 票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字 町屋敷89番地2	佐 藤 泰 子
	職務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目7番13号	廣 田 和 則
	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成23年 4月25日	投 票 管理者	秋田市榎山愛宕下11 番38号	渡 部 温 子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
	職務 代理者	秋田市新屋前野町3 番5号	猿 田 実

平成27年 4月26日執行  
秋田市議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月20日	投 票 管理者	秋田市雄和戸賀沢字 御江田102番地	佐々木 昌 子
	職務 代理者	秋田市港北新町4番 42号	加 藤 治
平成27年 4月21日	投 票 管理者	秋田市雄和左手子字 清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目7番13号	廣 田 和 則
平成27年 4月22日	投 票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字 町屋敷89番地2	佐 藤 泰 子
	職務 代理者	秋田市横森一丁目7 番21号	近 藤 力
平成27年 4月23日	投 票 管理者	秋田市雄和左手子字 清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職務 代理者	秋田市横森一丁目7 番21号	近 藤 力
平成27年 4月24日	投 票 管理者	秋田市河辺松測字東 沢70番地	小 林 信 子
	職務 代理者	秋田市港北新町4番 42号	加 藤 治
平成27年 4月25日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地1	石 塚 小 枝 子
	職務 代理者	秋田市新屋勝平台6 番34号	川 崎 義 則
	職務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目7番13号	廣 田 和 則

平成27年 4月26日執行  
秋田市議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市北部市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月20日	投 票 管理者	秋田市寺内堂ノ沢一 丁目8番11号	菅 原 祐 子
	職務 代理者	秋田市外旭川字松崎 223番地1	鎌 田 信 一
平成27年 4月21日	投 票 管理者	秋田市土崎港東二丁 目9番34号	加賀谷 俊 雄
	職務 代理者	秋田市土崎港南三丁 目5番18号	熊 谷 恵 一
平成27年 4月22日	投 票 管理者	秋田市土崎港東二丁 目9番34号	加賀谷 俊 雄
	職務 代理者	秋田市新屋松美町22 番3号	佐々木 昭 夫
平成27年 4月23日	投 票 管理者	秋田市飯島道東三丁 目4番18号	加 藤 武 美
	職務 代理者	秋田市泉釜ノ町26番 32号	千 田 綾 子
平成27年 4月24日	投 票 管理者	秋田市飯島道東三丁 目4番18号	加 藤 武 美
	職務 代理者	秋田市土崎港東二丁 目12番26号	小 野 真 紀 子
平成27年 4月25日	投 票 管理者	秋田市寺内堂ノ沢一 丁目8番11号	菅 原 祐 子
	職務 代理者	秋田市外旭川字松崎 223番地1	鎌 田 信 一

平成27年 4月26日執行  
秋田市議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市西部市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月20日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町3 番13号	小 野 良 治
	職務 代理者	秋田市榎山城南新町 17番21号	佐々木 泰 子
平成27年 4月21日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町3 番13号	小 野 良 治
	職務 代理者	秋田市榎山城南新町 17番21号	佐々木 泰 子
平成27年 4月22日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町3 番13号	小 野 良 治
	職務 代理者	秋田市榎山城南新町 17番21号	佐々木 泰 子
平成27年 4月23日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町3 番13号	小 野 良 治
	職務 代理者	秋田市榎山城南新町 17番21号	佐々木 泰 子

平成27年 4月24日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3 番13号	小野良治
	職務 代理者	秋田市榎山城南新町 17番21号	佐々木泰子
平成27年 4月25日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3 番13号	小野良治
	職務 代理者	秋田市榎山城南新町 17番21号	佐々木泰子

平成27年 4月26日執行  
秋田市議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市河辺市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月20日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字上前田表54番地 1	熊谷文雄
	職務 代理者	秋田市雄和女米木字 川崎7番地	石井浩和
平成27年 4月21日	投票 管理者	秋田市河辺和田字式 田下袋60番地1	石井 稔
	職務 代理者	秋田市河辺松測字街 道北3番地1	佐藤康直
平成27年 4月22日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田81番地	佐々木金満
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐藤公紀
平成27年 4月23日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字上前田表54番地 1	熊谷文雄
	職務 代理者	秋田市雄和女米木字 川崎7番地	石井浩和
平成27年 4月24日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田81番地	佐々木金満
	職務 代理者	秋田市河辺松測字街 道北3番地1	佐藤康直
平成27年 4月25日	投票 管理者	秋田市河辺和田字式 田下袋60番地1	石井 稔
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐藤公紀

平成27年 4月26日執行  
秋田市議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市雄和市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月20日	投票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂72番地2	伊藤敬一
	職務 代理者	秋田市土崎港西三丁 目1番5号	大和良志
平成27年 4月21日	投票 管理者	秋田市雄和相川字高 野109番地1	長谷部久夫
	職務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字 野中7番地	七尾宗弘

平成27年 4月22日	投票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地4	金 千代司
	職務 代理者	秋田市土崎港西三丁 目1番5号	大和良志
平成27年 4月23日	投票 管理者	秋田市雄和石田字前 田112番地	佐藤金雄
	職務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字 野中7番地	七尾宗弘
平成27年 4月24日	投票 管理者	秋田市御所野下堤一 丁目3番13号	加藤志美雄
	職務 代理者	秋田市土崎港西三丁 目1番5号	大和良志
平成27年 4月25日	投票 管理者	秋田市雄和女米木字 高麓沢1番地	石井房雄
	職務 代理者	秋田市山王五丁目1 番15号	藤田 靖

平成27年 4月26日執行  
秋田市議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市岩見三内連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月20日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石塚 稔
	職務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田口郁夫
平成27年 4月21日	投票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地3	備後正義
	職務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田口郁夫
平成27年 4月22日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字鶴 養27番地	佐藤昭久
	職務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田口郁夫
平成27年 4月23日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石塚 稔
	職務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田口郁夫
平成27年 4月24日	投票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地3	備後正義
	職務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田口郁夫
平成27年 4月25日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字鶴 養27番地	佐藤昭久
	職務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田口郁夫

平成27年 4月26日執行  
秋田市議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市大正寺連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成27年 4月20日	投 票 管理者	秋田市雄和繫字脇ノ 沢88番地	工 藤 忠 彦
	職 務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字 湯野目178番地 1	菊 地 義 壽
平成27年 4月21日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 真木屋11番地	齊 藤 良 春
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成27年 4月22日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	職 務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字 湯野目178番地 1	菊 地 義 壽
平成27年 4月23日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷166番地	珍 田 智
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成27年 4月24日	投 票 管理者	秋田市雄和繫字脇ノ 沢88番地	工 藤 忠 彦
	職 務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字 湯野目178番地 1	菊 地 義 壽
平成27年 4月25日	投 票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎

秋市選管告示第31号

平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成27年 4月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市選挙管理 委 員 会	秋田市山王一丁目 2番34号	平成27年 4月20日 から平成27年 4月 25日まで
秋田駅東西連絡 自 由 通 路	秋田市榎山字長沼 27番地 3	平成27年 4月20日 から平成27年 4月 25日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵 田一丁目 1番 1号	平成27年 4月20日 から平成27年 4月 25日まで
秋田市北部市民 サービスセンター	秋田市土崎港西五 丁目 3番 1号	平成27年 4月20日 から平成27年 4月 25日まで

秋田市西部市民 サービスセンター	秋田市新屋扇町13 番34号	平成27年 4月20日 から平成27年 4月 25日まで
秋田市河辺市民 サービスセンター	秋田市河辺和田字 北条ヶ崎38番地 2	平成27年 4月20日 から平成27年 4月 25日まで
秋田市雄和市民 サービスセンター	秋田市雄和妙法字 上大部48番地 1	平成27年 4月20日 から平成27年 4月 25日まで
秋田市岩見三内 連 絡 所	秋田市河辺三内字 外川原34番地 1	平成27年 4月20日 から平成27年 4月 25日まで
秋 田 市 大 正 寺 連 絡 所	秋田市雄和新波字 樋口62番地 2	平成27年 4月20日 から平成27年 4月 25日まで

秋市選管告示第32号

平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後 8時まで （1時間30分繰り下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後 8時まで （1時間30分繰り下げ）
秋 田 市 北 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	午前 8時30分から午後 5時ま まで（3時間繰り上げ）
秋 田 市 西 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	午前 8時30分から午後 5時ま まで（3時間繰り上げ）
秋 田 市 河 辺 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	午前 8時30分から午後 5時ま まで（3時間繰り上げ）
秋 田 市 雄 和 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	午前 8時30分から午後 5時ま まで（3時間繰り上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前 8時30分から午後 5時ま まで（3時間繰り上げ）
秋 田 市 大 正 寺 連 絡 所	午前 8時30分から午後 5時ま まで（3時間繰り上げ）

秋市選管告示第33号

平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

平成27年 4月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

平成27年4月26日執行 秋田市議会議員一般選挙  
投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区(投票所)	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 (八橋地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目3番25号	片 岡 强
	職務代理者	秋田市八橋鯉沼町3番26号	服 部 芳 久
秋 田 市 第 2 投 票 区 (保戸野小学校)	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町7番15号	松 木 仁
	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地2	八 木 橋 久 美
秋 田 市 第 3 投 票 区 (秋田北高等学校)	投票管理者	秋田市飯島松根東町4番18号	北 島 学
	職務代理者	秋田市千秋北の丸5番82号	竹 内 康
秋 田 市 第 4 投 票 区 (八橋小学校)	投票管理者	秋田市八橋本町三丁目9番8号	赤 川 孝 則
	職務代理者	秋田市八橋イサノ一丁目10番18-3号	菅 井 洋 紀
秋 田 市 第 5 投 票 区 (旭北地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町五丁目7番15号	藤 田 勝
	職務代理者	秋田市土崎港東一丁目6番8号	石 井 實
秋 田 市 第 6 投 票 区 (旭南小学校)	投票管理者	秋田市川元むつみ町6番14号	廣 嶋 禮 治
	職務代理者	秋田市横森五丁目22番12号	南 波 正 志
秋 田 市 第 7 投 票 区 (川尻小学校)	投票管理者	秋田市川尻上野町2番14号	相 場 善 治
	職務代理者	秋田市茨島六丁目5番36号	池 端 強 志
秋 田 市 第 8 投 票 区 (のびのび幼稚園)	投票管理者	秋田市茨島六丁目17番41号	大 友 進
	職務代理者	秋田市川尻大川町7番27号	大 原 貴 彦
秋 田 市 第 9 投 票 区 (南部公民館)	投票管理者	秋田市牛島東五丁目6番38号	千 田 典 夫
	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目5番52号	伊 藤 清 弥
秋 田 市 第 10 投 票 区 (旧)牛島児童館)	投票管理者	秋田市榎山城南新町16番21号	福 田 德 行
	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋 田 市 第 11 投 票 区 (秋田南中学校)	投票管理者	秋田市榎山本町10番18号	小 熊 伸 司
	職務代理者	秋田市榎山城南町3番6号	大 坂 伸 吉
秋 田 市 第 12 投 票 区 (榎山地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町一丁目5番39号	大 高 三 雄
	職務代理者	秋田市金足追分字海老穴72番地2	奈 良 薫
秋 田 市 第 13 投 票 区 (東小学校)	投票管理者	秋田市東通五丁目3番27号	嵯 峨 博 文
	職務代理者	秋田市外旭川字前谷地248番地2	松 前 克 美
秋 田 市 第 14 投 票 区 (中通小学校)	投票管理者	秋田市南通亀の町6番28号	木 村 裕
	職務代理者	秋田市榎山本町10番41号	永 田 誠 一
秋 田 市 第 16 投 票 区 (秋田東中学校)	投票管理者	秋田市手形字中台59番地72	畠 山 隆
	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地3	佐 々 木 廣 次
秋 田 市 第 17 投 票 区 (広面小学校)	投票管理者	秋田市手形山北町8番3号	中 田 明 朗
	職務代理者	秋田市大平台四丁目6番地8	伊 藤 樹 悦
秋 田 市 第 18 投 票 区 (旭川小学校)	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字古川敷1番地15	加 藤 育 広
秋 田 市 第 19 投 票 区 (泉公民館)	投票管理者	秋田市泉一ノ坪4番11号	三 浦 金 光
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字中野67番地8	藤 原 正 人
秋 田 市 第 20 投 票 区 (添川地域交流センター)	投票管理者	秋田市濁川字蟹子沢106番地	船 木 重 治
	職務代理者	秋田市泉中央五丁目14番19号	三 浦 一 彦
秋 田 市 第 21 投 票 区 (杉の木園)	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地5	高 橋 重 喜
	職務代理者	秋田市広面字板橋添40番地14	伊 藤 功 一
秋 田 市 第 22 投 票 区 (太平八田公民館)	投票管理者	秋田市太平八田字八田201番地3	大 嶋 裕
	職務代理者	秋田市桜が丘三丁目13番地29	安 田 光 明
秋 田 市 第 23 投 票 区 (太平地域センター)	投票管理者	秋田市太平目長崎字本町79番地	須 藤 孝 俱
	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長 谷 部 亨
秋 田 市 第 24 投 票 区 (太平中学校)	投票管理者	秋田市太平中関字平形20番地1	嵯 峨 敏 廣
	職務代理者	秋田市新屋元町13番3号	今 野 工
秋 田 市 第 25 投 票 区 (太平館越町内会館)	投票管理者	秋田市太平黒沢字館越64番地	嵯 峨 恭 榮
	職務代理者	秋田市桜二丁目9番3号	京 谷 勝 輝
秋 田 市 第 26 投 票 区 (旧)山谷小学校)	投票管理者	秋田市太平山谷字中山谷173番地	鈴 木 岩 夫
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目18番22号	木 村 俊 夫

秋 田 市 第 27 投 票 区 (こまどり幼稚園)	投票管理者	秋田市東通館ノ越5番35号	本 間 信 之 助
	職務代理人	秋田市山中島町6番21号	檀 岡 善 治
秋 田 市 第 28 投 票 区 (下北手地域センター)	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴 田 守
	職務代理人	秋田市下北手柳館字前田面120番地10	佐々木 俊 一
秋 田 市 第 29 投 票 区 (下北手宝川公民館)	投票管理者	秋田市下北手宝川字堂ヶ下101番地	川 村 俊 春
	職務代理人	秋田市濁川字堀尾田1番地138	小 玉 泰 征
秋 田 市 第 30 投 票 区 (上北手地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地2	今 野 芳 夫
	職務代理人	秋田市上北手猿田字二ツ寺83番地2	鎌 田 裕
秋 田 市 第 31 投 票 区 (上北手大戸公民館)	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸160番地	松 淵 稔
	職務代理人	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地4	須 田 浩 明
秋 田 市 第 32 投 票 区 (上北手古野公民館)	投票管理者	秋田市上北手古野字脇ノ田15番地	持 主 清 一
	職務代理人	秋田市上北手古野字脇ノ田43番地	堀 野 茂
秋 田 市 第 33 投 票 区 (秋田市園芸振興センター)	投票管理者	秋田市仁井田新田一丁目11番54号	原 田 隆 三
	職務代理人	秋田市牛島南二丁目17番2号	佐々木 毅
秋 田 市 第 34 投 票 区 (仁井田小学校)	投票管理者	秋田市仁井田本町三丁目13番9号	相 庭 司
	職務代理人	秋田市仁井田本町四丁目4番23号	今 野 三 悦
秋 田 市 第 36 投 票 区 (四ツ小屋幼稚園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎 昌 範
	職務代理人	秋田市御所野元町二丁目7番4号	須 磨 一 郎
秋 田 市 第 37 投 票 区 (勝平保育園)	投票管理者	秋田市新屋大川町6番8号	赤 根 谷 光 昭
	職務代理人	秋田市桜が丘三丁目13番地25	小 玉 道 太
秋 田 市 第 38 投 票 区 (栗田養護学校)	投票管理者	秋田市新屋町新町後278番地32	川 田 直 政
	職務代理人	秋田市大町六丁目6番12号	神 田 清 武
秋 田 市 第 39 投 票 区 (秋田西中学校)	投票管理者	秋田市新屋元町2番17号	横 山 秀 男
	職務代理人	秋田市新屋田尻沢西町2番10号	鈴 木 直
秋 田 市 第 40 投 票 区 (西部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小 野 良 治
	職務代理人	秋田市豊岩石田坂字礎106番地1	佐 藤 喜 代 隆
秋 田 市 第 41 投 票 区 (浜田内浜田会館)	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊 春
	職務代理人	秋田市新屋田尻沢西町13番6号	佐々木 貴 博
秋 田 市 第 42 投 票 区 (浜田地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相 場 義 信
	職務代理人	秋田市高陽青柳町11番10-3号	金 城 裕 之
秋 田 市 第 43 投 票 区 (豊岩石田坂公民館)	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字礎62番地5	秋 山 勉
	職務代理人	秋田市御野場新町三丁目17番13号	長 谷 川 洋 一
秋 田 市 第 44 投 票 区 (豊岩地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴 木 時 雄
	職務代理人	秋田市豊岩豊巻字居使31番地	齋 藤 ひ かる
秋 田 市 第 45 投 票 区 (豊岩小山公民館)	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定
	職務代理人	秋田市豊岩豊巻字中島98番地	鈴 木 郁 子
秋 田 市 第 46 投 票 区 (下浜桂根公民館)	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地7	佐 藤 洋 一
	職務代理人	秋田市仁井田字新中島1045番地14	伊 藤 直 樹
秋 田 市 第 47 投 票 区 (下浜長浜公民館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字兜森108番地2	山 岡 市 男
	職務代理人	秋田市八橋本町四丁目5番4号	伊 藤 弘
秋 田 市 第 48 投 票 区 (下浜羽川公民館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金 釜 計 悦
	職務代理人	秋田市下浜羽川字下山48番地129	大 友 暁
秋 田 市 第 49 投 票 区 (下浜名ヶ沢公民館)	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字坂本68番地	須 田 紀 男
	職務代理人	秋田市桜一丁目16番23号	須 田 志 美 男
秋 田 市 第 50 投 票 区 (旧)八田小学校)	投票管理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細 部 芳 雄
	職務代理人	秋田市下浜羽川字水垂92番地7	佐 藤 誠 晃
秋 田 市 第 51 投 票 区 (北部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市八橋本町五丁目6番11号	佐 藤 均
	職務代理人	秋田市土崎港北一丁目11番45号	帆 莉 博
秋 田 市 第 52 投 票 区 (土崎小学校)	投票管理者	秋田市土崎港中央六丁目10番9号	加 藤 トヨ子
	職務代理人	秋田市外旭川字三千刈21番地4	保 坂 源 栄
秋 田 市 第 53 投 票 区 (港北小学校)	投票管理者	秋田市土崎港北五丁目3番5号	浅 利 信 雄
	職務代理人	秋田市將軍野南五丁目3番8号	佐 藤 耕
秋 田 市 第 54 投 票 区 (土崎中学校)	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目1番4号	浅 野 勲
	職務代理人	秋田市土崎港北四丁目5番59号	須 磨 良 之

秋田市第55投票区 (土崎南小学校)	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目11番20号	加賀谷 敏 春
	職務代理者	秋田市勝平台17番2-6号	佐藤 正 利
秋田市第56投票区 (将軍野中学校)	投票管理者	秋田市将軍野南一丁目2番3号	鎌田 金 光
	職務代理者	秋田市将軍野南五丁目2番12号	鎌田 尚
秋田市第57投票区 (寺内児童センター)	投票管理者	秋田市寺内児桜一丁目5番24号	星野 敏 夫
	職務代理者	秋田市高陽青柳町2番17号	佐藤 曜
秋田市第58投票区 (外旭川小学校)	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野 銀 逸
	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐藤 博 幸
秋田市第59投票区 (将軍野地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目5番7号	佐藤 久
	職務代理者	秋田市八橋齋沼町5番34号	加賀谷 学
秋田市第60投票区 (市営住宅四ツ谷団地第一集会所)	投票管理者	秋田市将軍野青山町3番39号	小野 勲 夫
	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野 義 郎
秋田市第61投票区 (笹岡公民館)	投票管理者	秋田市外旭川字家ノ前7番地	関谷 孝 雅
	職務代理者	秋田市外旭川字南沢250番地	中村 至
秋田市第62投票区 (飯島地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市飯島松根西町9番50号	千浦 久 義
	職務代理者	秋田市飯島穀丁19番5号	池田 誠
秋田市第63投票区 (飯島小学校)	投票管理者	秋田市飯島鼠田四丁目2番19号	伊藤 恵 司
	職務代理者	秋田市飯島川端三丁目9番41号	中島 誠
秋田市第64投票区 (北部公民館)	投票管理者	秋田市下新城中字野屋越2番地	小坂 由 太郎
	職務代理者	秋田市金足大清水字大清水台113番地4	安田 忠 市
秋田市第65投票区 (下新城地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市下新城青崎字雷田113番地	佐藤 三 男
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目6番6号	水戸瀬 敏 之
秋田市第66投票区 (下新城堰根公民館)	投票管理者	秋田市下新城岩城字下向199番地	佐藤 多 十 郎
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目3番8号	伊藤 隆
秋田市第67投票区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城石名坂字泉沢10番地2	三浦 一 雄
	職務代理者	秋田市外旭川字梶ノ目744番地7	佐藤 信 昭
秋田市第68投票区 (上新城道川公民館)	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大淵 道 雄
	職務代理者	秋田市土崎港西五丁目4番18号	白岩 実 義
秋田市第69投票区 (上新城小又公民館)	投票管理者	秋田市上新城小又字熊入沢2番地	齊藤 貞 義
	職務代理者	秋田市飯島長野中町7番19-11号	佐藤 弘
秋田市第70投票区 (金足農業高等学校)	投票管理者	秋田市金足小泉字瀧向7番地19	奈良 生 八
	職務代理者	秋田市飯島鼠田三丁目8番24号	奈良 孝 一
秋田市第71投票区 (金足西小学校)	投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台13番地3	水沢 章
	職務代理者	秋田市飯島松根西町1番15号	菅原 崇
秋田市第72投票区 (金足地区集会所)	投票管理者	秋田市金足高岡字稲荷林150番地	斉藤 忠 一
	職務代理者	秋田市川尻上野町6番49-7号	佐藤 耕 明
秋田市第73投票区 (旧)金足東小学校)	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千浦 隆
	職務代理者	秋田市土崎港相染町字中谷地9番地41	堀 祐 樹
秋田市第74投票区 (東部公民館)	投票管理者	秋田市広面字宮田35番地13	夏井 正 彦
	職務代理者	秋田市広面字谷内佐渡17番地	川邊 久 貴
秋田市第75投票区 (泉中学校)	投票管理者	秋田市寺内焼山3番31号	村上 實
	職務代理者	秋田市桜ガ丘三丁目13番地41	相澤 幸 久
秋田市第76投票区 (勝平地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市下新城中字街道端西89番地98	伊藤 武 士
	職務代理者	秋田市寺内字三千刈336番地2	小野 隆 志
秋田市第77投票区 (南浜地域活動支援センター)	投票管理者	秋田市千秋明德町4番51号	秋山 修 次
	職務代理者	秋田市高陽青柳町16番38号	堀 正 悦
秋田市第78投票区 (秋田市役所)	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内藤 克 幸
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目5番35号	藤原 健 一
秋田市第79投票区 (大住児童館)	投票管理者	秋田市牛島東五丁目7番41号	松橋 弘 明
	職務代理者	秋田市御野場新町二丁目20番5号	井上 正 敏
秋田市第80投票区 (南部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市御野場五丁目7番7号	神谷 薫
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字中野104番地3	佐々木 勉
秋田市第81投票区 (金足岩瀬公民館)	投票管理者	秋田市金足岩瀬字長田10番地3	渡邊 貞 雄
	職務代理者	秋田市土崎港東四丁目4番17-19号	佐藤 高 司

秋 田 市 第 82 投 票 区 (金足黒川公民館)	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三 浦 正 成
	職務代理者	秋田市金足黒川字黒川31番地	三 浦 初
秋 田 市 第 83 投 票 区 (城 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長 谷 川 ミ オ 子
	職務代理者	秋田市榎山南中町10番45-2号	工 藤 尚
秋 田 市 第 84 投 票 区 (桜 小 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目8番44号	福 士 啓 三
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字家ノ下1番地2	中 川 智
秋 田 市 第 85 投 票 区 (外旭川地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市將軍野東一丁目8番34号	福 田 惠 一
	職務代理者	秋田市土崎港中央三丁目5番27号	浜 田 宏
秋 田 市 第 86 投 票 区 (御 所 野 小 学 校)	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目3番4号	高 橋 博
	職務代理者	秋田市手形字十七流174番地3	古 谷 大 助
秋 田 市 第 87 投 票 区 (飯 島 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番6号	石 塚 實
	職務代理者	秋田市飯島長野中町3番45号	柴 田 充
秋 田 市 第 88 投 票 区 (御 野 場 中 学 校)	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地6	佐 藤 寛 次
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島770番地184	児 玉 聡
秋 田 市 第 89 投 票 区 (ウエルビューいずみ)	投票管理者	秋田市泉菅野一丁目5番1号	鷲 谷 達 夫
	職務代理者	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智
秋 田 市 第 90 投 票 区 (鶴 養 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐 藤 昭 久
	職務代理者	秋田市河辺松濶字街道北3番地1	佐 藤 康 直
秋 田 市 第 91 投 票 区 (新 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱7番地128	小 林 孝 德
	職務代理者	秋田市河辺岩見字新川14番地	船 木 雅 彦
秋 田 市 第 92 投 票 区 (岩 見 三 内 地 区 コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地3	備 後 正 義
	職務代理者	秋田市河辺三内字外川原83番地24	佐 藤 能 之
秋 田 市 第 93 投 票 区 (砂 子 測 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字岩谷袋6番地	佐 藤 定 次
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎35番地18	石 塚 篤 樹
秋 田 市 第 94 投 票 区 (萱 森 生 活 改 善 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸 井 田 喜 美 雄
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫
秋 田 市 第 95 投 票 区 (田 尻 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地1	高 橋 義 見
	職務代理者	秋田市河辺三内字曾場台152番地2	佐 々 木 透
秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤 平 ふ れ あ い 館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐 々 木 金 満
	職務代理者	秋田市河辺和田字岡村334番地11	田 口 誠
秋 田 市 第 97 投 票 区 (神 内 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺神内字太田面54番地	伊 藤 秋 夫
	職務代理者	秋田市山王六丁目22番14号	名 古 屋 晃
秋 田 市 第 98 投 票 区 (下 諸 井 児 童 館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字中道278番地2	境 屋 弘 光
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高 橋 孝 一
秋 田 市 第 99 投 票 区 (三 町 内 会 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北575番地2	熊 谷 直 正
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
秋 田 市 第 100 投 票 区 (式 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地1	石 井 稔
	職務代理者	秋田市河辺和田字式田49番地1	三 浦 正 人
秋 田 市 第 101 投 票 区 (河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地1	熊 谷 文 雄
	職務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐 々 木 聡
秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒 沼 多 目 的 共 同 利 用 施 設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上盤昌155番地	松 田 芳 隆
	職務代理者	秋田市御野場新町四丁目6番12号	織 山 泰 彦
秋 田 市 第 103 投 票 区 (戸 島 ふ る さ と セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町220番地	佐 々 木 敏 昭
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地2	鈴 木 仁
秋 田 市 第 104 投 票 区 (畑 谷 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春 人
	職務代理者	秋田市河辺戸島字七曲下65番地	高 屋 速 人
秋 田 市 第 105 投 票 区 (雄 和 基 幹 集 落 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地3	佐 々 木 稔
	職務代理者	秋田市雄和新波字本屋敷170番地	加 藤 秀 尚
秋 田 市 第 106 投 票 区 (神 ヶ 村 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	職務代理者	秋田市雄和神ヶ村字稗鳥100番地	伊 藤 勉
秋 田 市 第 107 投 票 区 (萱 ヶ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰149番地	京 極 藤 美 志
	職務代理者	秋田市榎山川口境7番16号	工 藤 貴 志

秋田市第108投票区 (中ノ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字土場30番地	工藤金也
	職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号	池田義高
秋田市第109投票区 (雄和左手子交流センター)	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下133番地	嘉藤一司
	職務代理者	秋田市雄和左手子字清水下135番地	佐々木徹
秋田市第110投票区 (種沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂72番地2	伊藤敬一
	職務代理者	秋田市雄和向野字前開31番地	浅野正樹
秋田市第111投票区 (平尾鳥会館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒井善重郎
	職務代理者	秋田市雄和平尾鳥字中田22番地2	酒井志美雄
秋田市第112投票区 (女米木自治会館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢1番地	石井房雄
	職務代理者	秋田市雄和女米木字川崎7番地	石井浩和
秋田市第113投票区 (戸賀沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3	佐々木一範
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目10番11号	長谷川清徳
秋田市第114投票区 (相川コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金千代司
	職務代理者	秋田市雄和繋字宿133番地2	斉藤友和
秋田市第115投票区 (高野生活改善センター)	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地1	長谷部久夫
	職務代理者	秋田市御野場六丁目14番13号	淡路喜美雄
秋田市第116投票区 (雄和市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市雄和平沢字大部35番地	伊藤一敏
	職務代理者	秋田市將軍野東一丁目2番28号	今川智仁
秋田市第117投票区 (長者やま荘)	投票管理者	秋田市雄和椿川字袖ノ沢8番地	堀井弘昭
	職務代理者	秋田市御所野元町四丁目5番33号	浅野学
秋田市第118投票区 (安養寺児童館)	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田89番地	黒崎欽一
	職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地2	黒崎隆一
秋田市第119投票区 (本田自治会館)	投票管理者	秋田市雄和田草川字太田37番地	石井重一
	職務代理者	秋田市雄和平沢字田中35番地1	秋山勝
秋田市第120投票区 (芝野自治会館)	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字上窪3番地2	齊藤利廣
	職務代理者	秋田市御野場四丁目10番1号	堀井鏡平
秋田市第121投票区 (下黒瀬自治会館)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐藤常雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字野中7番地	七尾宗弘

秋市選管告示第34号

平成27年4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成27年4月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚田 勇

投票所一覧表

投票区	投票所名	住所
1	秋田市八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2番27号
2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町9番60号
3	秋田県立秋田北高等学校	千秋中島町8番1号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町7番1号
5	秋田市旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番1号

7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町8番31号
8	のびのび幼稚園	茨島四丁目1番20号
9	秋田市南部公民館	牛島東六丁目4番5号
10	(旧) 秋田市牛島児童館	牛島東一丁目2番7号
11	秋田市立秋田南中学校	南通宮田15番1号
12	秋田市檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町1番9号
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番1号
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目8番22号
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	秋田市立広面小学校	広面字蟹沢29番地
18	秋田市立旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根1番6号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地

21	杉の木園	山内字上台15番地 2	49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地 5	50	(旧) 秋田市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地
23	秋田市太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地	51	秋田市北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目3番1号
24	秋田市立太平中学校	太平中関字平形46番地	52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢2番地 1	53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目6番1号
26	(旧) 秋田市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地	54	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目3番1号
27	こまどり幼稚園	横森五丁目1番29号	55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目6番39号
28	秋田市下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地 1	56	秋田市立将軍野中学校	将軍野南一丁目12番1号
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地	57	秋田市寺内児童センター	寺内堂ノ沢二丁目10番17号
30	秋田市上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋29番地 1	58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地 2
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地	59	秋田市将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目8番8号
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地	60	秋田市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越 8 番
33	秋田市園芸振興センター	仁井田字小中島111番地 1	61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号	62	秋田市飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5番22号
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場2番地 4	63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目2番1号
37	勝平保育園	新屋松美ガ丘南町16番13号	64	秋田市北部公民館	下新城中野字前谷地263番地
38	秋田県立栗田養護学校	新屋栗田町10番10号	65	秋田市下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地 4
39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号	66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
40	秋田市西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号	67	秋田市上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地 5
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地 8	68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下69番地
42	秋田市浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地 6	69	上新城小又公民館	上新城小又字落合7番地
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碓11番地 1	70	秋田県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地 4
44	秋田市豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地 1	71	秋田市立金足西小学校	金足大清水字大清水台1番地
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田4番地 1	72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地	73	(旧) 秋田市立金足東小学校	金足片田字待入109番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地	74	秋田市東部公民館	広面字釣瓶町13番地 3
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地	75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目6番1号

76	秋田市勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
77	秋田市南浜地域活動支援センター	新屋南浜町7番10号
78	秋田市役所	山王一丁目1番1号
79	秋田市大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
80	秋田市南部市民サービスセンター	御野場一丁目5番1号
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地2
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番1号
85	秋田市外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目1番1号
87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目1番2号
88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号
90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地2
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地1
92	秋田市河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地1
93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地2
95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地6
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地2
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地1
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地3
101	秋田市河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地1
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地

103	戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町92番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地1
105	秋田市雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地2
106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋248番地
107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地3
109	秋田市雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地3
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字銅屋111番地1
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	秋田市雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48番地1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地1

※第15、35投票区は、欠番です。

**秋市選管告示第35号**

平成27年4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻 午後7時

**秋市選管告示第36号**

平成27年4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規

定に基づき、選挙会場において選挙会の事務と併せて行うので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

秋市選管告示第37号

平成27年4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき、開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により告示する。

平成27年4月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号  
秋田市立体育館
- 2 日時 平成27年4月26日 午後9時15分から

秋市選管告示第38号

平成27年4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成27年4月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 選挙長  
秋田市新屋豊町10番30号 塚 田 勇
- 2 選挙長の職務を代理すべき者  
秋田市新屋豊町3番14-405号 西 丸 功

秋市選管告示第39号

平成27年4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成27年4月22日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 秋田市第28投票区（秋田市下北手地域センター）  
新 秋田市旭川南町16番50号 進 藤 健 吾  
旧 秋田市下北手柳館字前田面120番地10 佐々木 俊 一

秋市選管告示第40号

平成27年4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成27年4月25日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 秋田市第14投票区（市立中通小学校）  
新 秋田市中通五丁目4番5号 池 田 實  
旧 秋田市南通亀の町6番28号 木 村 裕

秋市選管告示第41号

平成27年4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成27年4月26日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 秋田市第109投票区（雄和左手子交流センター）  
新 秋田市雄和左手子字清水下134番地 嘉 藤 俊 一  
旧 秋田市雄和左手子字清水下133番地 嘉 藤 一 司

秋市選管告示第42号

平成27年4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙において、当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成27年4月27日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 秋田市御所野地蔵田二丁目4番4号 松 田 豊 臣
- 秋田市新屋大川町16番1号 藤 枝 隆 博
- 秋田市八橋大沼町15番30号 小 松 健
- 秋田市牛島南二丁目1番13号 小木田 喜美雄
- 秋田市仁井田本町一丁目15番3号 花 田 清 美
- 秋田市河辺岩見字萱森留見瀬24番地6 小野寺 誠
- 秋田市雄和種沢字沼田47番地 伊 藤 巧 一
- 秋田市保戸野桜町5番17-101号 鈴 木 知
- 秋田市土崎港中央一丁目15番7号 細 川 信 二
- 秋田市雄和椿川字方福97番地 佐 藤 純 子
- 秋田市牛島西三丁目1番28号 田 中 勉
- 秋田市飯島文京町2番3号 成 沢 淳 子
- 秋田市金足下刈字前田22番地2号 小 原 讓
- 秋田市山王中園町11番40号 渡 邊 正 宏
- 秋田市河辺北野田高屋字雷谷地47番地2 熊 谷 重 隆
- 秋田市中通六丁目15番13号 川 口 雅 丈
- 秋田市雄和新波字樋口9番地1 工 藤 四 郎
- 秋田市外旭川字神田573番地6 齊 藤 勝
- 秋田市泉中央五丁目1番3-903番 安 井 正 浩
- 秋田市中通四丁目1番52号 サンハロー秋田駅前406号 安 井 誠 悦
- 秋田市飯島鼠田三丁目5番19号 菅 原 琢 哉
- 秋田市上新城五十丁字大村屋敷190番地 渡 邊 良 雄
- 秋田市桜ガ丘一丁目8番地2 武 田 正 子
- 秋田市御野場四丁目10番9号 工 藤 新 一
- 秋田市手形山中町10番16号 見 上 万 里 子
- 秋田市上北手大戸字関上218番地1 佐 藤 宏 悦
- 秋田市仁井田字大野143番地3 石 塚 秀 博
- 秋田市雄和芝野新田字中台46番地 齊 藤 善 悦
- 秋田市千秋明德町1番27号 藤 田 信
- 秋田市土崎港中央一丁目12番18号 倉 田 芳 浩
- 秋田市四ツ小屋字笹葉9番地 伊 藤 一 榮
- 秋田市下浜羽川字二十町73番地 小 林 一 夫
- 秋田市八橋本町四丁目1番20号 岩 谷 政 良
- 秋田市新屋扇町13番7号 赤 坂 光 一
- 秋田市寺内鶴ノ木3番14号 長 澤 孝 政

秋田市下北手松崎字家ノ前209番地 6 鎌 田 修 悦  
 秋田市川尻みよし町 5 番26号 武 内 伸 文  
 秋田市土崎港東二丁目 2 番 4 号 アルバ土崎 A202号 宇佐見 康 人  
 秋田市河辺岩見字萱森29番地 1 佐 藤 哲 治

## 選 挙 長 告 示

### 選挙長告示第 1 号

平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第 2 号）第 4 条の 2 の規定により告示する。

平成27年 4月19日

秋田市議会議員一般選挙  
 選挙長 塚 田 勇

- 1 平成27年 4月19日 午前 8 時30分から正午まで  
 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所正庁
- 2 平成27年 4月19日 正午から午後 5 時まで  
 秋田市山王一丁目2番34号 秋田市選挙管理委員会室

### 選挙長告示第 2 号

平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のとおりとするので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 6 項の規定により告示する。

平成27年 4月19日

秋田市議会議員一般選挙  
 選挙長 塚 田 勇

- 1 場 所 秋田市山王一丁目 2 番34号  
 秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 平成27年 4月23日  
 午後 5 時30分から

### 選挙長告示第 3 号

平成27年 4月26日執行の秋田市議会議員一般選挙につき次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の 4 第11項の規定により告示する。

平成27年 4月19日

秋田市議会議員一般選挙  
 選挙長 塚 田 勇

秋田市議会議員一般選挙候補者

届出番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名 届出の別	性別	本 籍 所		生年月日	党派別	職 業	推薦届出者	
				住	所				住所	氏名
1	平成27年 4月19日	松田 とよおみ (松田 豊臣)	男	秋田県秋田市御所野地蔵田二丁目 4 番	昭和33年 6月22日	公明党	市議会 議 員			
		本人届出		秋田市御所野地蔵田二丁目 4 番 4 号						
2	平成27年 4月19日	ふじえだ 隆博 (藤枝 隆博)	男	秋田県秋田市新屋大川町16番	昭和31年 5月30日	無所属	無 職			
		本人届出		秋田市新屋大川町16番 1 号						
3	平成27年 4月19日	小松 たける (小松 健)	男	秋田県秋田市八橋大沼町15番	昭和21年 6月25日	無所属	市議会 議 員			
		本人届出		秋田市八橋大沼町15番30号						
4	平成27年 4月19日	小本田 きみお (小本田 喜美雄)	男	秋田県大仙市土川字辰ノ口40番地	昭和25年 9月 9 日	無所属	市議会 議 員			
		本人届出		秋田市牛島南二丁目 1 番13号						
5	平成27年 4月19日	花田 清美 (花田 清美)	男	秋田県大館市比内町新館字屋布50番地	昭和28年 11月28日	無所属	会 社 役 員			
		本人届出		秋田市仁井田本町一丁目15番 3 号						
6	平成27年 4月19日	佐藤 広久 (佐藤 広久)	男	秋田県秋田市手形字中台59番地99	昭和27年 11月 5 日	日 本 共 産 党	政 党 役 員			
		本人届出		秋田市手形字中台59番地99						
7	平成27年 4月19日	小野寺 まこと (小野寺 誠)	男	秋田県秋田市河辺三内字飛沢上段29番地	昭和32年 1月 9 日	自 由 民 主 党	市議会 議 員			
		本人届出		秋田市河辺岩見字萱森留見瀬24番地 6						
8	平成27年 4月19日	伊藤 こういち (伊藤 巧一)	男	秋田県秋田市雄和種沢字沼田47番地	昭和35年 8月 8 日	無所属	農 業			
		本人届出		秋田市雄和種沢字沼田47番地						
9	平成27年 4月19日	船川 りょう子 (船川 良子)	女	秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼299番地	昭和35年 10月25日	日 本 共 産 党	政 党 役 員			
		本人届出		秋田市濁川字井戸尻45番地10						

10	平成27年 4月19日	鈴木 さとし (鈴木 知)	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町152番地 2	昭和51年 12月12日	日 本 共産党	政 党 役 員		
		本人届出		秋田市保戸野桜町 5 番17-101号					
11	平成27年 4月19日	細川 信二 (細川 信二)	男	秋田県秋田市土崎港中央一丁目149番 地 2	昭和47年 6月23日	無所属	会 社 役 員		
		本人届出		秋田市土崎港中央一丁目15番 7 号					
12	平成27年 4月19日	皆川 ひでかつ (皆川 秀勝)	男	秋田県秋田市仁井田字中谷地 9 番地 1	昭和32年 8月23日	無所属	会 社 員		
		本人届出		秋田市仁井田本町二丁目 6 番 9 号					
13	平成27年 4月19日	さとう 純子 (佐藤 純子)	女	秋田県秋田市雄和椿川字方福97番地	昭和31年 6月27日	日 本 共産党	政 党 役 員		
		本人届出		秋田市雄和椿川字方福97番地					
14	平成27年 4月19日	田中 つとむ (田中 勉)	男	秋田県秋田市手形田中 5 番	昭和28年 4月10日	無所属	会 社 役 員		
		本人届出		秋田市牛島西三丁目 1 番28号					
15	平成27年 4月19日	成沢 じゅんこ (成沢 淳子)	女	秋田県秋田市飯島文京町 2 番	昭和27年 10月 5 日	公明党	団 体 役 員		
		本人届出		秋田市飯島文京町 2 番 3 号					
16	平成27年 4月19日	小原 ゆずる (小原 譲)	男	秋田県秋田市金足下刈字前田22番地 2	昭和17年 4月 3 日	無所属	市議 会 議 員		
		本人届出		秋田市金足下刈字前田22番地 2					
17	平成27年 4月19日	渡辺 まさひろ (渡邊 正宏)	男	秋田県秋田市川尻町字総社前80番地	昭和31年 1月 4 日	無所属	会 社 役 員		
		本人届出		秋田市山王中園町11番40号					
18	平成27年 4月19日	くまがい 重隆 (熊谷 重隆)	男	秋田県秋田市河辺北野田高屋字前田19 番地 1	昭和22年 10月 5 日	自 由 民主 党	無 職		
		本人届出		秋田市河辺北野田高屋字雷谷地47番地 2					
19	平成27年 4月19日	津谷 さとし (津谷 聡)	男	秋田県秋田市寺内後城11番	昭和31年 11月22日	無所属	市議 会 議 員		
		本人届出		秋田市寺内後城11番 3 号					
20	平成27年 4月19日	川口 まさたけ (川口 雅丈)	男	秋田県秋田市中通六丁目15番	昭和46年 10月18日	無所属	会 社 役 員		
		本人届出		秋田市中通六丁目15番13号					
21	平成27年 4月19日	工藤 しろう (工藤 四郎)	男	秋田県秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢89番 地	昭和16年 9月 2 日	自 由 民主 党	会 社 役 員		
		本人届出		秋田市雄和新波字樋口 9 番地 1					
22	平成27年 4月19日	さいとう 勝 (齊藤 勝)	男	秋田県秋田市外旭川字神田573番地 6	昭和17年 4月 4 日	無所属	市議 会 議 員		
		本人届出		秋田市外旭川字神田573番地 6					
23	平成27年 4月19日	安井 まさひろ (安井 正浩)	男	秋田県秋田市泉字銀ノ町189番地 1	昭和37年 1月 1 日	無所属	無 職		
		本人届出		秋田市泉中央五丁目 1 番 3 -903号					
24	平成27年 4月19日	安井 せいえつ (安井 誠悦)	男	秋田県秋田市山王二丁目343番地 6	昭和35年 2月 3 日	無所属	無 職		
		本人届出		秋田市中通四丁目 1 番52号 サンハロー 秋田駅前406号					
25	平成27年 4月19日	米塚 かつみ (米塚 勝美)	男	秋田県秋田市添川字添川141番地	昭和24年 9月11日	無所属	無 職		
		本人届出		秋田市添川字添川141番地					
26	平成27年 4月19日	菅原 たくや (菅原 琢哉)	男	秋田県秋田市飯島鼠田三丁目32番地 138	昭和35年 1月 2 日	無所属	市議 会 議 員		
		本人届出		秋田市飯島鼠田三丁目 5 番19号					

27	平成27年 4月19日	わたなべ 渡辺 よしお (渡邊 良雄)	男	秋田県秋田市上新城五十丁字大村屋敷 190番地	昭和18年 2月20日	無所属	農 業		
		本人届出		秋田市上新城五十丁字大村屋敷190番 地					
28	平成27年 4月19日	たけだ 武田 まさこ (武田 正子)	女	秋田県秋田市桜ガ丘一丁目8番地2	昭和31年 9月24日	公明党	医療法 人理事		
		本人届出		秋田市桜ガ丘一丁目8番地2					
29	平成27年 4月19日	くどう 工藤 新一 (工藤 新一)	男	秋田県秋田市御野場七丁目1番	昭和32年 1月1日	社 会 民主党	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市御野場四丁目10番9号					
30	平成27年 4月19日	みかみ 見上 まり子 (見上 万里子)	女	秋田県秋田市手形山中町10番地176	昭和45年 4月2日	無所属	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市手形山中町10番16号					
31	平成27年 4月19日	さとう 佐藤 こうえつ (佐藤 宏悦)	男	秋田県秋田市上北手大戸字堀ノ内32番 地	昭和27年 10月9日	無所属	自営業		
		本人届出		秋田市上北手大戸字関上218番地1					
32	平成27年 4月19日	いしづか 石塚 ひでひろ (石塚 秀博)	男	秋田県秋田市仁井田字大野143番地3	昭和34年 3月2日	公明党	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市仁井田字大野143番地3					
33	平成27年 4月19日	さいとう さいとう 善悦 (齊藤 善悦)	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台46番 地	昭和22年 10月8日	自 由 民主党	農 業		
		本人届出		秋田市雄和芝野新田字中台46番地					
34	平成27年 4月19日	ふじた 藤田 まこと (藤田 信)	男	秋田県南秋田郡井川町浜井川字洲崎 145番地	昭和47年 6月2日	民主党	無 職		
		本人届出		秋田市千秋明德町1番27号					
35	平成27年 4月19日	くらた 倉田 よしひろ (倉田 芳浩)	男	秋田県秋田市土崎港中央一丁目12番	昭和36年 1月18日	無所属	飲食業		
		本人届出		秋田市土崎港中央一丁目12番18号					
36	平成27年 4月19日	いとう 伊藤 かずえい (伊藤 一榮)	男	秋田県秋田市四ツ小屋字笹葉9番地	昭和24年 9月24日	無所属	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市四ツ小屋字笹葉9番地					
37	平成27年 4月19日	こばやし 小林 かずお (小林 一夫)	男	秋田県秋田市下浜羽川字二十町73番地	昭和27年 2月7日	無所属	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市下浜羽川字二十町73番地					
38	平成27年 4月19日	いわず いわや 政良 (岩谷 政良)	男	秋田県秋田市八橋本町四丁目40番地	昭和24年 1月3日	無所属	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市八橋本町四丁目1番20号					
39	平成27年 4月19日	あかさか 赤坂 光一 (赤坂 光一)	男	秋田県秋田市新屋扇町281番地1	昭和13年 1月14日	無所属	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市新屋扇町13番7号					
40	平成27年 4月19日	ながさわ ながさわ 孝政 (長澤 孝政)	男	秋田県秋田市寺内鶴ノ木2番地	昭和31年 1月9日	社 会 民主党	市議会 議 員		
		本人届出		秋田市寺内鶴ノ木3番14号					
41	平成27年 4月19日	かまた かまた 修悦 (鎌田 修悦)	男	秋田県秋田市手形からみでん113番地 1	昭和21年 3月24日	自 由 民主党	会 社 役 員		
		本人届出		秋田市下北手松崎字家ノ前209番地6					
42	平成27年 4月19日	いとう 伊藤 あきひろ (伊藤 明廣)	男	秋田県秋田市仁井田本町四丁目13番地 1	昭和30年 10月16日	無所属	無 職		
		本人届出		秋田市仁井田本町四丁目13番地3号					
43	平成27年 4月19日	たけうち たけうち 伸文 (武内 伸文)	男	東京都板橋区大原町14番地	昭和47年 1月1日	無所属	社 会 起業者		
		本人届出		秋田市川尻みよし町5番26号					

44	平成27年 4月19日	わたなべ 渡辺 たつひと (渡邊 達仁)	男	秋田県秋田市上新城五十丁字小林139 番地	昭和56年 12月22日	無所属	農 業		
		本人届出		秋田市上新城五十丁字小林139番地					
45	平成27年 4月19日	さきき 佐々木 敏光 (佐々木 敏光)	男	秋田県大館市豊町9番	昭和31年 10月4日	無所属	医 院 事務長		
		本人届出		秋田市手形山崎92番地5 1201号					
46	平成27年 4月19日	やすひと うさみ (宇佐見 康人)	男	秋田県秋田市土崎港東二丁目3番	昭和59年 4月2日	無所属	会 社 役 員		
		本人届出		秋田市土崎港東二丁目2番4号 アルバ土崎A202号					
47	平成27年 4月19日	さとう てつじ (佐藤 哲治)	男	秋田県秋田市河辺岩見字萱森29番地1	昭和25年 4月12日	民主党	造園業		
		本人届出		秋田市河辺岩見字萱森29番地1					

秋田市議会議員一般選挙候補者

候補者の氏名	一のウェブサイト等のアドレス
松 田 とよおみ	<a href="http://www.komei.or.jp/km/akita-matsuda-toyoomi">http://www.komei.or.jp/km/akita-matsuda-toyoomi</a>
ふじえだ 隆 博	<a href="http://fujieda.club">http://fujieda.club</a>
小 松 た け る	
小 木 田 き み お	
花 田 清 美	
佐 藤 広 久	<a href="http://blog.goo.ne.jp/satohirohisa-jcp">http://blog.goo.ne.jp/satohirohisa-jcp</a>
小 野 寺 ま こと	
伊 藤 こういち	
船 川 りょう子	
鈴 木 さ と し	
細 川 信 二	<a href="http://www.hosokawashinji.hosoreco.com/">http://www.hosokawashinji.hosoreco.com/</a>
皆 川 ひでかつ	
さ と う 純 子	
田 中 つ と む	<a href="http://www.tanaka-tutomu.com">http://www.tanaka-tutomu.com</a>
成 沢 じゅんこ	
小 原 ゆ ず る	
渡 辺 ま さ ひ ろ	
く ま が い 重 隆	
津 谷 さ と し	<a href="https://www.facebook.com/satoshi.tsuya">https://www.facebook.com/satoshi.tsuya</a>
川 口 ま さ た け	<a href="http://www.facebook.com/masatake.kawaguchi.3">http://www.facebook.com/masatake.kawaguchi.3</a>
工 藤 し ろ う	
さいとう 勝	
安 井 ま さ ひ ろ	<a href="http://yasui-masahiro.com/">http://yasui-masahiro.com/</a>
安 井 せいえつ	
米 塚 か つ み	<a href="http://yonet.webcrow.jp/">http://yonet.webcrow.jp/</a>
菅 原 た く や	
渡 辺 よ し お	
武 田 ま さ こ	<a href="http://www.komei.or.jp/km/akitakeda-masako/">http://www.komei.or.jp/km/akitakeda-masako/</a>
工 藤 新 一	
見 上 ま り 子	<a href="http://mikamimariiko.blogspot.jp">http://mikamimariiko.blogspot.jp</a>

佐 藤 こうえつ	<a href="http://satoukouetsu.jugem.jp">http://satoukouetsu.jugem.jp</a>
石 塚 ひでひろ	
さいとう 善 悦	
藤 田 ま こと	
倉 田 よしひろ	<a href="http://kuratayoshihiro.com">http://kuratayoshihiro.com</a>
伊 藤 かずえい	<a href="http://www.kazuei.com">http://www.kazuei.com</a>
小 林 一 夫	
い わ や 政 良	<a href="http://iwaya-masayoshi.com">http://iwaya-masayoshi.com</a>
赤 坂 光 一	
ながさわ 孝 政	
か ま 田 修 悦	
伊 藤 あきひろ	
たけうち 伸 文	<a href="http://takeuchi-nobu.com">http://takeuchi-nobu.com</a>
渡 辺 たつひと	
佐々木 敏 光	
う さ み 康 人	<a href="http://yasuhi10.com">http://yasuhi10.com</a>
さ と う て つ じ	<a href="http://www.sato-tetsuji.com">http://www.sato-tetsuji.com</a>

孫 選 挙 長 告 示

孫選挙長告示第1号

平成27年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成27年4月2日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 舟 木 貞 雄

第2選挙区選挙長 鎌 田 日 出 冬

第3選挙区選挙長 佐々木 久右衛門

第4選挙区選挙長 利 部 長 榮

1 場 所

秋田市太平日長崎字本町26番地1

秋田市孫左衛門堰土地改良区事務所

2 日 時

平成27年4月27日 午前8時30分から午後5時まで

平成27年4月28日 午前8時30分から午後5時まで

孫選挙長告示第2号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項

の規定に基づき、平成27年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の3第4項の規定により告示する。

平成27年 4月27日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 舟 木 貞 雄
- 第2選挙区選挙長 鎌 田 日 出 冬
- 第3選挙区選挙長 佐 々 木 久右衛門
- 第4選挙区選挙長 利 部 長 榮

第1選挙区

受付番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成27年 4月27日	児 玉 榮 治	男	秋田市広面字赤沼72番地	昭和27年 8月20日	農 業
2	平成27年 4月27日	大久保 義 和	男	秋田市広面字赤沼10番地	昭和29年 9月 5日	農 業
3	平成27年 4月27日	石 川 彦 孝	男	秋田市柳田字佐渡端176番地	昭和22年 9月15日	農 業
4	平成27年 4月27日	鎌 田 敏	男	秋田市柳田字柳田41番地	昭和27年11月11日	農 業
5	平成27年 4月27日	熊 谷 金 栄	男	秋田市柳田字柳田67番地 1	昭和24年 9月17日	会社役員
6	平成27年 4月27日	立 花 重市郎	男	秋田市柳田字佐渡端233番地	昭和20年 2月 7日	農 業

第2選挙区

受付番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成27年 4月27日	伊 藤 鑄 一	男	秋田市太平八田字荒巻140番地 1	昭和20年 6月18日	農 業
2	平成27年 4月27日	木 村 昊	男	秋田市太平八田字八田188番地 1	昭和20年 6月 7日	農 業
3	平成27年 4月27日	鎌 田 静 敏	男	秋田市太平八田字藤ノ崎 5 番地	昭和26年 4月 1日	農 業
4	平成27年 4月27日	飯 塚 幸 男	男	秋田市太平八田字藤ノ崎17番地	昭和22年12月21日	農 業
5	平成27年 4月27日	鎌 田 六 男	男	秋田市太平八田字上八田14番地	昭和23年 6月 2日	農 業
6	平成27年 4月27日	石郷岡 満	男	秋田市太平八田字上八田13番地	昭和22年 2月 7日	農 業
7	平成27年 4月27日	阿 部 稔	男	秋田市太平八田字上八田 6 番地 1	昭和22年 8月20日	農 業

第3選挙区

受付番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成27年 4月27日	佐々木 英 久	男	秋田市太平目長崎字目長崎143番地 9	昭和21年10月 9日	農 業
2	平成27年 4月27日	佐々木 義 宗	男	秋田市太平目長崎字神田 1 番地 1	昭和20年10月18日	農 業
3	平成27年 4月27日	永 井 一 芳	男	秋田市太平目長崎字本町78番地	昭和23年 1月26日	農 業
4	平成27年 4月27日	舟 木 眞一郎	男	秋田市太平目長崎字井関88番地	昭和20年 1月14日	会社員
5	平成27年 4月27日	櫻 田 善 悦	男	秋田市太平中関字川原101番地	昭和22年10月28日	農 業

6	平成27年 4月27日	嵯 峨 均	男	秋田市太平中関字平形58番地	昭和30年11月10日	農 業
7	平成27年 4月27日	鎌 田 悟	男	秋田市太平中関字寺中46番地	昭和29年10月7日	会社員
8	平成27年 4月27日	永 井 正	男	秋田市太平中関字寺中157番地	昭和21年8月20日	農 業
9	平成27年 4月27日	田 中 重 之	男	秋田市太平中関字下館35番地	昭和32年12月1日	会社員

第4選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成27年 4月27日	永 井 敬 悦	男	秋田市太平寺庭字寺庭177番地	昭和34年4月5日	会社員
2	平成27年 4月27日	利 部 哲 義	男	秋田市太平黒沢字稻荷65番地	昭和19年4月2日	農 業
3	平成27年 4月27日	佐々木 芳 徳	男	秋田市太平黒沢字野崎76番地1	昭和22年3月8日	農 業
4	平成27年 4月27日	佐々木 喜 徳	男	秋田市太平黒沢字野崎136番地	昭和21年11月28日	農 業
5	平成27年 4月27日	鎌 田 治	男	秋田市太平山谷字上皿見内91番地1	昭和25年12月26日	農 業
6	平成27年 4月27日	鈴 木 久 光	男	秋田市太平山谷字地主42番地	昭和19年4月14日	農 業
7	平成27年 4月27日	鈴 木 一 利	男	秋田市太平山谷字十三岱135番地	昭和22年10月7日	農 業
8	平成27年 4月27日	鈴 木 信 行	男	秋田市太平山谷字十三岱227番地2	昭和15年1月24日	農 業
9	平成27年 4月27日	小 松 久 志	男	秋田市太平山谷字野田68番地	昭和27年9月5日	農 業

孫選挙長告示第3号

平成27年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について、第1選挙区において届出のあった候補者が6人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成27年4月28日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙  
第1選挙区選挙長 舟 木 貞 雄

孫選挙長告示第4号

平成27年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について、第2選挙区において届出のあった候補者が7人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成27年4月28日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙  
第2選挙区選挙長 鎌 田 日 出 冬

孫選挙長告示第5号

平成27年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について、第3選挙区において届出のあった候補者が9人で、

選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成27年4月28日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙  
第3選挙区選挙長 佐々木 久右衛門

孫選挙長告示第6号

平成27年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について、第4選挙区において届出のあった候補者が9人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成27年4月28日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙  
第4選挙区選挙長 利 部 長 榮

孫選挙長告示第7号

平成27年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成27年4月28日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙  
第1選挙区選挙長 舟 木 貞 雄

第2選挙区選挙長 鎌 田 日出 冬  
 第3選挙区選挙長 佐々木 久右衛門  
 第4選挙区選挙長 利 部 長 榮

- 1 場 所 秋田市太平日長崎字本町26番地1  
 秋田市孫左衛門堰土地改良区事務所  
 2 日 時 平成27年 5月 8日 午前 9時から

## 農 委 告 示

### 秋田市農委告示第6号

平成27年 4月17日午後 2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会  
 総会を招集する。

平成27年 4月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

#### 案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 2 農用地利用集積計画（平成27年度第1号）に関する件
- 3 平成27年度主要事業計画に関する件
- 4 秋田市農業委員会委員の辞任について同意を求める件
- 5 秋田市農業委員会委員の辞任について同意を求める件
- 6 秋田市農業委員会委員の辞任について同意を求める件

## 公 告

### 秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する平成27年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘および高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接種の方法と回数
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎 第1期	生後3月から90月に至るまでの間にある者	(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎および破傷風について同時に行う場合は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（4種混合ワクチン）を使用し、初回接種については20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回、皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。 (2) ジフテリア、百日せきお

		よび破傷風について同時に行う場合は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（3種混合ワクチン）を使用し、接種方法・回数については(1)と同様とする。 (3) 不活化ポリオワクチンを接種する場合は、接種方法・回数については、(1)と同様とする。
ジフテリア破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者	沈降ジフテリア破傷風混合トキシノイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.1ミリリットルとする。
麻しん風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、または乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん風しん第2期	5歳以上7歳未満の者（小学校就学前の1年間にある者）	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、または乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを、初回接種については6日以上の間隔をおいて2回接種し、追加接種については2回目の接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下に注射する。接種量は毎回0.5ミリリットルとする（3歳未満の者にあつては、接種量を0.25ミリリットルとする。）。)
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
結核（BCG）	生後1歳に至るまでの間にある者	経皮接種用乾燥BCGワクチンを上腕外側の中央部に滴下し管針により1回行うものとし、2箇所接種する。
Hib感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者は生後12月に至るまでの間に27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後7月以上の間隔をおいて1回行う。ただし初

		<p>回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回行う。</p> <p>(2) 初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者は、生後12月に至るまでに27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後7月以上の間隔をおいて1回行う。ただし、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回行う。</p> <p>(3) 初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者は、1回行う。(1)(2)(3)ともに乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし皮下に注射する。</p>			<p>に27日以上の間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行う。ただし、初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、行わないこと（追加接種は、実施可能）。</p> <p>(3) 初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間にある者は、60日以上の間隔をおいて2回行う。</p> <p>(4) 初回接種開始時に生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者は、1回行う(1)(2)(3)(4)ともに沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし、皮下に注射する。</p>
<p>小児の肺炎球菌感染症</p>	<p>生後2月から生後60月に至るまでの間にある者</p>	<p>(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者は、初回接種については生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて3回行う。ただし、生後12月を超えて第2回目の注射を行った場合は、第3回目の接種は、行わないものとする。追加接種については初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行う。ただし初回2回目及び3回目の接種は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、行わないこと（追加接種は実施可能）。</p> <p>(2) 初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者は、初回接種については生後24月に至るまでの間</p>	<p>ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）</p>	<p>12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日まで</p>	<p>(1) 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、初回接種から1月の間隔をおいて2回接種した後、初回1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行う。ただし、当該方法をとることができない場合は1月以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から5月以上、かつ2回目の接種から2年半以上の間隔をおいて1回行う。接種量は毎回0.5ミリリットルとし、筋肉内に注射する。</p> <p>(2) 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、2月の間隔をおいて2回行った後、初回1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行う。ただし当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の接種から3月以上間隔をおいて1回行う。接種量は毎回0.5ミリリットルとし、筋肉内</p>

<p>水痘</p>	<p>生後12月から生後36月に至るまでの間にある者</p>	<p>に注射する。 乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し生後12月から生後15月に達するまでの期間を1回目の標準的な接種期間として、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔において2回行うこと。接種量は毎回0.5ミリリットルとする。</p>	<p>たことがある者 (2) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者 4 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者 (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者 (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがあるもの (3) 過去にけいれんの既往のある者 (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者 (5) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う卵、抗生物質）に対してアレルギーを呈するおそれのある者 5 各予防接種における個別の留意事項 (1) 日本脳炎 日本脳炎の予防接種第1期、第2期の特例対象者として、平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20歳未満にある者も対象とする。 (2) ヒトパピローマウイルス感染症 ヒトパピローマウイルス感染症の定期予防接種の対応については、当面の間、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成25年6月14日付健発0614第1号厚生労働省健康局長通知）のとおりとすること。 次に掲げる者については、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛または運動障害を中心とする多様な症状が発生する可能性があるため、予診にあたっては、これらの者の接種について慎重な判断が行われるようにすること。 ア 外傷等を契機として、原因不明の疼痛が続いたことがある者 イ 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことがある者 (3) 水痘 平成26年10月1日より前の接種の取扱い ア 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔を置いて、乾燥弱毒生水痘ワクチンを2回接種した生後12月から生後36月に至るまでの間にある者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。 イ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種した者は、すでに当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。 ウ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に2回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、すでに当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。この場合においては、生後12月以降の初めての接種から3月以上の間隔を置いて1回の接種を行うこと。 (4) 高齢者の肺炎球菌感染症 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の特例対象者 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、65歳としている対象者については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳または100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする。こと。 5 予防接種料金 (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘の各定期予防接種無料</p>
<p>高齢者の肺炎球菌感染症</p>	<p>(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がい等を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な障がい等を有する者として厚生労働省令で定める者</p>	<p>高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回、原則として上腕伸に筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。</p>	

2 予防接種を行う期日、場所  
(1) 期 日 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日  
(2) 場 所 別表のとおり

3 予防接種の対象者から除かれる者  
(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの  
(2) 明らかな発熱を呈している者  
(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者  
(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者  
(5) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者  
(6) 麻しん、風しん、BCG、おたふくかぜ、水痘およびロタウイルスの予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者  
(7) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者  
(8) 輸血やガンマグロブリンの投与後3か月（大量のガンマグロブリンの投与を受けた場合は6か月）を経していない者  
(9) 子宮頸がんの予防接種にあつては、妊娠していることが明らかな者  
(10) 水痘の予防接種にあつては、当該疾病にかかっている者またはかかったことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者  
(11) 高齢者用肺炎球菌感染症の予防接種にあつては、すでに23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種し

(2) 高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種 3,500円、非課税世帯に属する者は2,500円  
ただし、生活保護法に基づく保護又は中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者は無料

医療機関名	所在地	四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻しん風しん混合	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	B C G	ヒブ感染症	菌感染症	小児用肺炎球菌	ウィルス感染症	ヒトパピローマ	水痘	菌感染症	高齢者肺炎球菌
アーク循環器クリニック	秋田市広面字谷地沖26-1																	○
あきた駅前内科外科クリニック	秋田市千秋久保田町3-15 三宅ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125-1															○		○
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7-5																	○
秋田県立医療療育センター	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6-10																	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
あきたすてらクリニック	秋田市手形字西谷地1-2																	○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
あきた内科・呼吸器内科クリニック	秋田市東通一丁目5-17								○									○
秋田泌尿器科クリニック	秋田市広面字谷地沖6-1																	○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84																	○
秋田南クリニック	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-115																	○
秋田メモリアルクリニック	秋田市南通亀ノ町7-26																	○
阿部クリニック	秋田市仁井田本町三丁目28-13							○										○
阿部内科医院	秋田市將軍野東一丁目7-26																	○
飯川病院	秋田市中通六丁目1-21																	○
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12-1			○		○	○	○								○		○
五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17-23					○	○	○										○
石川医院	秋田市土崎港相染町字大谷地35					○		○										○
石田小児科医院	秋田市広面字連沼11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
石田内科医院	秋田市保戸野中町6-48			○														○
いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地67-1																	○

医療法人恵裕会 井谷耳鼻咽喉科医院	秋田市広面字鍋沼52-1			○		○	○	○			○	○	○	○	○
一戸医院	秋田市新屋大川町9-7												○		○
稲庭クリニック	秋田市南通亀ノ町2-21														○
いなば内科胃腸科クリニック	秋田市外旭川字待合14-3					○	○	○					○	○	○
いなみ小児科ファミリークリニック	秋田市保戸野中町1-45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124-1														○
岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90-1		○	○		○	○	○	○				○		○
岩淵内科胃腸科クリニック	秋田市保戸野中町7-16												○		○
越後谷クリニック	秋田市東通仲町1-25					○	○	○							○
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13-18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療法人 及川医院	秋田市飯島新町3-1-20												○		○
医療法人 大野小児科医院	秋田市南通築地2-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大町内科外科クリニック	秋田市大町一丁目2-23												○		○
医療法人 小川内科医院	秋田市中通三丁目3-55												○		○
おきた町診療所	秋田市新屋沖田町5-2												○		○
おのざき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目3-30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おのば腎泌尿器科クリニック	秋田市仁井田字中新田80														○
おのば高橋小児科クリニック	秋田市仁井田中新田78	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
御野場たなかレディースクリニック	秋田市仁井田新田二丁目14-21												○		
御野場病院	秋田市御野場二丁目14-1														○
お肌のクリニック	秋田市手形住吉町1番3号三愛ビル2F													○	
介護老人保健施設かみの里	秋田市上北手百崎字二夕子沢1-6														○
介護老人保健施設桜の園	秋田市下北手梨平字登館8														○
介護老人保健施設山盛苑	秋田市太平山谷字中山谷227-2														○
医団法人久盛会 介護老人保健施設三楽園	秋田市飯島字堀川84番地-20														○







中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8-55			○	○		○	○	○	○					○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1-58														○	○
ながめま内科	秋田市土崎港中央六丁目2-24							○							○	○
にいだ内科循環器科クリニック	秋田市仁井田新田三丁目14-17															○
にいつ内科クリニック	秋田市広面字樋の沖20-1															○
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新田医院	秋田市泉一ノ坪26-23															○
はしづめクリニック	秋田市山王新町19-27														○	○
小児科内科橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78-1	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○
長谷山内科医院	秋田市中通三丁目3-43															○
はたの循環器クリニック	秋田市横森三丁目1-9						○	○	○							○
内科胃腸科 濱島医院	秋田市保戸野すわ町15-20	○	○	○						○					○	○
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町2-16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はりう産婦人科内科クリニック	秋田市広面字近藤堰添49-1						○	○	○						○	○
ひがし稲庭クリニック	秋田市下北手松崎字岩瀬124															○
ひもり内科・消化器科クリニック	秋田市外旭川八幡田一丁目11-40															○
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52-2			○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○
福島内科医院	秋田市南通宮田15-46	○	○	○		○	○	○	○						○	○
福田胃腸科クリニック	秋田市広面字家ノ下34-1															○
(医) 藤盛レディースクリニック	秋田市東通仲町4-1アルヴェ4F				○		○		○						○	○
細谷病院	秋田市南通宮田3-10															○
医療法人社団 本間医院	秋田市山王中園町3-14	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○
(医) 真和会 真崎耳鼻咽喉科医院	秋田市土崎港中央六丁目8-3				○		○					○	○	○	○	○
松浦医院	秋田市将軍野南一丁目14-73														○	○
松岡内科クリニック	秋田市中通一丁目3-46															○
水沢医院	秋田市茨島四丁目6-37															○



渡 部 泰 弘	秋田県立医療療育センター
東 山 巨 樹	秋田県立脳血管研究センター
鈴 木 明 文	秋田県立脳血管研究センター
石 川 達 哉	秋田県立脳血管研究センター
木 下 俊 文	秋田県立脳血管研究センター
中 瀬 泰 然	秋田県立脳血管研究センター
佐々木 正 弘	秋田県立脳血管研究センター
前 田 哲 也	秋田県立脳血管研究センター
長 田 乾	秋田県立脳血管研究センター
師 井 淳 太	秋田県立脳血管研究センター
西 野 京 子	秋田県立脳血管研究センター
宮 田 元	秋田県立脳血管研究センター
吉 岡 正太郎	秋田県立脳血管研究センター
佐 藤 雄 一	秋田県立脳血管研究センター
山 崎 貴 史	秋田県立脳血管研究センター
高 野 大 樹	秋田県立脳血管研究センター
河 合 秀 哉	秋田県立脳血管研究センター
引 地 堅太郎	秋田県立脳血管研究センター
小 林 慎 弥	秋田県立脳血管研究センター
岡 田 健	秋田県立脳血管研究センター
齋 藤 浩 史	秋田県立脳血管研究センター
古 谷 伸 春	秋田県立脳血管研究センター
菅 原 卓	秋田県立脳血管研究センター
木 下 富美子	秋田県立脳血管研究センター
梅 津 篤 司	秋田県立脳血管研究センター
藤 原 理佐子	秋田県立脳血管研究センター
佐 野 由 佳	秋田県立脳血管研究センター
寺 田 豊	秋田県立脳血管研究センター
藤 卷 由 実	秋田県立脳血管研究センター
萱 場 恵	秋田県立脳血管研究センター
遠 藤 拓 朗	秋田県立脳血管研究センター
佐 藤 和 奏	秋田県立脳血管研究センター
佐 野 圭 昭	秋田県立脳血管研究センター
小 野 幸 彦	秋田県立脳血管研究センター
前 田 匡 輝	秋田県立脳血管研究センター
今 野 慶 行	秋田県立脳血管研究センター
北 林 淳	秋田厚生医療センター
川 端 良 成	秋田厚生医療センター
志 田 青 慈	秋田厚生医療センター
福 井 伸	秋田厚生医療センター
洪 谷 嘉 美	秋田厚生医療センター
渡 部 博 之	秋田厚生医療センター
星 野 孝 男	秋田厚生医療センター
藤 井 公 生	秋田厚生医療センター
石 川 博 補	秋田厚生医療センター
和 田 勲	秋田厚生医療センター
津 田 栄 彦	秋田厚生医療センター
大 高 日 本	秋田厚生医療センター
小 林 紗 雪	秋田厚生医療センター
俵 谷 伸	秋田厚生医療センター
洪 谷 健 吾	秋田厚生医療センター
下斗米 孝 之	秋田厚生医療センター
小 川 和 孝	秋田厚生医療センター
高 橋 和 之	秋田厚生医療センター

大 谷 浩	秋田厚生医療センター
後 藤 博 之	秋田厚生医療センター
多 田 光 範	秋田厚生医療センター
齊 藤 崇	秋田厚生医療センター
田 村 芳 一	秋田厚生医療センター
松 岡 悟	秋田厚生医療センター
阿 部 元	秋田厚生医療センター
庄 司 亮	秋田厚生医療センター
加 藤 宗	秋田厚生医療センター
小 松 真 紀	秋田厚生医療センター
畑 澤 孝 子	秋田厚生医療センター
加 藤 明 英	秋田厚生医療センター
山 本 翔 子	秋田厚生医療センター
畑 澤 千 秋	秋田厚生医療センター
遠 藤 和 彦	秋田厚生医療センター
亀 山 孔 明	秋田厚生医療センター
鈴 木 隼 士	秋田厚生医療センター
木 戸 知 紀	秋田厚生医療センター
仲 野 哲 矢	秋田厚生医療センター
小 柳 英 人	秋田厚生医療センター
木 村 愛 彦	秋田厚生医療センター
戸 田 洋	秋田厚生医療センター
阿 部 栄 二	秋田厚生医療センター
村 井 肇	秋田厚生医療センター
鶴 木 栄 樹	秋田厚生医療センター
小 西 奈津雄	秋田厚生医療センター
小 林 孝	秋田厚生医療センター
阿 部 利 樹	秋田厚生医療センター
菊 池 一 馬	秋田厚生医療センター
赤 川 学	秋田厚生医療センター
小 島 壽 志	秋田厚生医療センター
二 渡 克 弥	秋田厚生医療センター
村 石 健 治	秋田厚生医療センター
桑 原 直 行	秋田厚生医療センター
木 津 典 久	秋田厚生医療センター
岡 根 克 己	秋田厚生医療センター
斎 藤 寛	秋田厚生医療センター
吉 岡 知 巳	秋田厚生医療センター
谷 川 秀 郎	秋田厚生医療センター
鎌 田 久美子	秋田厚生医療センター
早 川 宏 一	秋田厚生医療センター
神 千佳子	秋田厚生医療センター
荒 井 直 樹	秋田厚生医療センター
金 洋 一	秋田厚生医療センター
犬 上 篤	秋田厚生医療センター
大 町 康 一	秋田厚生医療センター
東海林 圭	秋田厚生医療センター
岩 崎 洋 一	秋田厚生医療センター
松 本 聖 子	秋田厚生医療センター
佐 藤 久仁子	秋田厚生医療センター
今 野 俊 宏	秋田厚生医療センター
作左部 大	秋田厚生医療センター
柴 田 裕	秋田厚生医療センター
朝 倉 受 康	秋田厚生医療センター

澁谷 裕之	秋田厚生医療センター
佐々木 俊樹	秋田厚生医療センター
綿貫 勤	秋田厚生医療センター
高橋 正人	秋田厚生医療センター
添野 武彦	秋田厚生医療センター
大高 新	秋田厚生医療センター
鬼塚 裕美	秋田厚生医療センター
大高 いずみ	秋田厚生医療センター
栗山 章司	秋田厚生医療センター
佐藤 千晶	秋田厚生医療センター
山中 卓之	秋田厚生医療センター
渡辺 圭介	秋田厚生医療センター
加藤 常充	秋田厚生医療センター
小坂橋 祐也	秋田厚生医療センター
吉田 樹	秋田厚生医療センター
貝森 亮太	秋田厚生医療センター
神田 圭大	秋田厚生医療センター
齋藤 光	秋田厚生医療センター
佐藤 貴彦	秋田厚生医療センター
新出 彩香	秋田厚生医療センター
仙北谷 直幹	秋田厚生医療センター
津久井 美月	秋田厚生医療センター
永井 泰地	秋田厚生医療センター
藤田 啓	秋田厚生医療センター
宮部 賢	秋田厚生医療センター
山田 俊樹	秋田厚生医療センター
伊藤 忠彦	秋田厚生医療センター
長谷川 時生	あきたすてらクリニック
木村 滋	秋田赤十字病院
田村 真通	秋田赤十字病院
新井 浩和	秋田赤十字病院
後藤 良治	秋田赤十字病院
土田 聡子	秋田赤十字病院
伊藤 智夫	秋田赤十字病院
中島 堯史	秋田赤十字病院
石川 小枝	秋田赤十字病院
村田 雅彦	秋田赤十字病院
土佐 慎也	秋田赤十字病院
古屋 智規	秋田赤十字病院
畠山 卓	秋田赤十字病院
齋藤 宏文	秋田赤十字病院
後藤 尚	秋田赤十字病院
石黒 英明	秋田赤十字病院
大内 東香	秋田赤十字病院
柴野 健	秋田赤十字病院
原 賢寿	秋田赤十字病院
黒川 博一	秋田赤十字病院
守田 亮	秋田赤十字病院
飯塚 政弘	秋田赤十字病院
石井 透	秋田赤十字病院
八木澤 仁	秋田赤十字病院
高木 亮	秋田赤十字病院
松下 弘雄	秋田赤十字病院
山野 泰穂	秋田赤十字病院

岩谷 真人	秋田赤十字病院
照井 元	秋田赤十字病院
武藤 理	秋田赤十字病院
橋本 誠	秋田赤十字病院
大内 慎一郎	秋田赤十字病院
小棚木 均	秋田赤十字病院
吉川 雅輝	秋田赤十字病院
澤田 俊哉	秋田赤十字病院
稲葉 亨	秋田赤十字病院
鎌田 収一	秋田赤十字病院
河合 秀樹	秋田赤十字病院
石河 紀之	秋田赤十字病院
田澤 浩	秋田赤十字病院
谷 貴行	秋田赤十字病院
湯本 聡	秋田赤十字病院
鈴木 哲哉	秋田赤十字病院
飯田 直成	秋田赤十字病院
渡邊 理子	秋田赤十字病院
西巻 啓一	秋田赤十字病院
八木 英一	秋田赤十字病院
下田 直威	秋田赤十字病院
堀川 洋平	秋田赤十字病院
真田 広行	秋田赤十字病院
細谷 直子	秋田赤十字病院
太田 博孝	秋田赤十字病院
平野 秀人	秋田赤十字病院
大山 則昭	秋田赤十字病院
佐藤 宏和	秋田赤十字病院
木村 洋元	秋田赤十字病院
宮内 孝治	秋田赤十字病院
磯崎 健一	秋田赤十字病院
丸屋 淳	秋田赤十字病院
鈴木 裕子	秋田赤十字病院
中畑 潤一	秋田赤十字病院
藤田 康雄	秋田赤十字病院
小松田 智也	秋田赤十字病院
伊多波 未来	秋田赤十字病院
相良 志穂	秋田赤十字病院
大嶋 厚志	秋田赤十字病院
石田 秀明	秋田赤十字病院
小澤 政豊	秋田赤十字病院
工藤 宏仁	秋田赤十字病院
籠島 可奈	秋田赤十字病院
小山 昌平	秋田赤十字病院
野口 晋佐	秋田赤十字病院
小高 英達	秋田赤十字病院
吉川 晴夫	秋田赤十字病院
長谷川 幸保	秋田赤十字病院
吉川 健二郎	秋田赤十字病院
田中 義人	秋田赤十字病院
原田 英嗣	秋田赤十字病院
齋藤 さとみ	秋田赤十字病院
中岡 宙子	秋田赤十字病院
衛藤 武	秋田赤十字病院

檜 森 亮 吾	秋田赤十字病院
吉 田 優 子	秋田赤十字病院
青 木 勇	秋田赤十字病院
山 崎 大 輔	秋田赤十字病院
吉 樂 拓 哉	秋田赤十字病院
小棚木 圭	秋田赤十字病院
佐 藤 公 彦	秋田赤十字病院
太 田 英 樹	秋田赤十字病院
藤 嶋 悟 志	秋田赤十字病院
木 村 竜 太	秋田赤十字病院
渡 邊 潤	秋田赤十字病院
小 原 崇	秋田赤十字病院
嘉 島 相 輝	秋田赤十字病院
武 藤 弓 奈	秋田赤十字病院
今 野 めぐみ	秋田赤十字病院
藤 嶋 明 子	秋田赤十字病院
春 野 功	秋田赤十字病院
福 井 奈緒子	秋田赤十字病院
菅 沼 紘 平	秋田赤十字病院
榎 本 克 彦	秋田赤十字病院
秋 山 博	あきた内科・呼吸器内科クリニック
亀 井 眞理子	秋田東病院
豊 田 堯	秋田東病院
豊 田 学	秋田東病院
能 登 宏 光	秋田泌尿器科クリニック
坂 本 哲 也	秋田緑ヶ丘病院
五十嵐 三 儼	秋田緑ヶ丘病院
西 木 正	秋田南クリニック
渡 邊 克 夫	秋田メモリアルクリニック
阿 部 豊 彦	阿部クリニック
阿 部 士 郎	阿部内科医院
福 田 二 代	飯川病院
飯 野 健 二	飯川病院
小 坂 俊 光	飯川病院
福 田 光 之	飯川病院
渡 邊 秀 悦	飯島ファミリークリニック
石 川 浄 基	五十嵐記念病院
佐 伯 重 昭	五十嵐記念病院
宮 田 美 生	五十嵐記念病院
那 波 康 隆	五十嵐記念病院
石 川 浩 一	石川医院
石 田 明	石田小児科医院
石 田 明 子	石田内科医院
石 山 剛	いしやま内科腎クリニック
佐々木 浩 一	一戸医院
菅 原 純 哉	稲庭クリニック
稲 葉 宏 次	いなば内科胃腸科クリニック
稲 見 育 大	いなみ小児科ファミリークリニック
高 崎 育 男	いなみ小児科ファミリークリニック
後 藤 敦 子	今村記念クリニック
稲 庭 千 弥子	今村病院
渡 引 康 公	今村病院
竹 島 綾	今村病院
塩 田 睦	今村病院

寺 田 豊	今村病院
今 野 直 樹	今村病院
三 浦 義 昭	今村病院
廣 田 紘 一	今村病院
井 谷 修	医療法人恵裕会 井谷耳鼻咽喉科医 院
岩 崎 齊	岩崎医院
明 石 建	岩崎医院
岩 淵 朗	岩淵内科胃腸科クリニック
越後谷 武	越後谷クリニック
榎 正 行	えのきこどもクリニック
榎 真美子	えのきこどもクリニック
及 川 圭 介	医療法人 及川医院
大 野 忠 行	医療法人 大野小児科医院
大 野 忠	医療法人 大野小児科医院
櫻 庭 清	大町内科外科クリニック
島 仁	医療法人 小川内科医院
川 村 隆 彦	おきた町診療所
鈴 木 克 彦	おきた町診療所
小野崎 通 彦	おのざき小児科医院
佐 藤 良 延	おのば腎泌尿器科クリニック
高 橋 康	おのば高橋小児科クリニック
三 浦 莊 治	御野場病院
三 浦 邦 夫	御野場病院
寺 田 邦 彦	御野場病院
多 田 為久子	御野場病院
小 林 佳 美	御野場病院
三 浦 忠 俊	御野場病院
鎌 田 誠	御野場病院
金 谷 有 子	御野場病院
皆 河 崇 志	御野場病院
豊 田 知 子	お肌のクリニック
佐 伯 剛	介護老人保健施設 かみの里
大 野 忠	介護老人保健施設 桜の園
奥 原 英 二	介護老人保健施設 山盛苑
横 山 治 夫	医療法人久盛会 介護老人保健施設 三楽園
五十嵐 三 儼	医療法人久盛会 介護老人保健施設 三楽園
佐々木 義 憲	介護老人保健施設 シルバーケアセ ンター清遊園
岩 谷 一 夫	介護老人保健施設 なぎさ
高 橋 薫	介護老人保健施設 なぎさ
三 浦 靖 徳	介護老人保健施設 ふれ愛の里
神 部 憲 一	介護老人保健施設 悠久荘
赤 羽 仁 三	介護老人保健施設 遊心苑
工 藤 香 里	かおりレディスクリニック
小 松 和 男	加賀谷記念小松こども医院
小 松 偉 子	加賀谷記念小松こども医院
加賀谷 学	かがや内科医院
笠 松 千 秋	笠松医院
笠 松 千 秋	笠松病院
金 山 隆 夫	笠松病院
佐 藤 寛	笠松病院

向井長弘	笠松病院
鹿嶋雄治	鹿嶋医院
片岡英	片岡内科医院
片岡仁子	片岡内科医院
加藤倫紀	加藤病院
長山栄子	加藤病院
加藤征夫	加藤病院
八重樫香名子	加藤病院
佐々木義憲	加藤病院
久場政博	加藤病院
金子ミサヲ	金子医院
鎌田滋夫	鎌田循環器科内科クリニック
川原聡樹	川原医院
川原浩	川原医院
木曾典一	木曾医院
木曾のり子	木曾医院
鬼平聡	きびら内科クリニック
木村衛	木村内科クリニック
佐藤敬文	共立クリニック
熊谷肇	熊谷内科医院
倉光智之	くらみつ内科クリニック
和田勲	クリニック八橋和田内科
桑原敏行	桑原内科クリニック
阿部二郎	健生クリニック
阿部弥生	健生クリニック
村田純治	健生クリニック
伊藤正直	小泉病院
小泉亮道	小泉病院
大川恵	小泉病院
白戸英雄	港北中通診療所
加賀谷肇	港北中通診療所
稲葉龍太郎	港北中通診療所
三船大樹	港北中通診療所
草薨芳明	港北中通診療所
福田光之	港北中通診療所
小林新	港北中通診療所
森本友里子	港北中通診療所
梅津正矩	港北中通診療所
栗崎博	港北中通診療所
佐藤誠	港北中通診療所
鈴木敏文	港北中通診療所
五十嵐知規	港北中通診療所
角南由紀子	港北中通診療所
佐々木慧美	港北中通診療所
篠崎真莉子	港北中通診療所
柴田敬一	港北中通診療所
田近武伸	港北中通診療所
田中菜摘子	港北中通診療所
原嶋宏樹	港北中通診療所
播間崇記	港北中通診療所
藤原崇史	港北中通診療所
細谷栄滋	港北中通診療所
松浦多恵子	港北中通診療所
豊田洋	こころのクリニック

豊田倫子	こころのクリニック
越村淳	こしむら糖尿病内科クリニック
田中秀則	御野場たなかレディースクリニック
細谷重明	御所野内科クリニック
勝田光明	御所野ひかりクリニック
勝田麻里子	御所野ひかりクリニック
佐々木剛一	こどものクリニック
小林謙太郎	小林胃腸科内科
小松幹雄	小松内科クリニック
嵯峨大介	さが医院
山岸剛	さが医院
荘司裕	さくら小児科医院
荘司靖子	さくら小児科医院
佐々木弥	佐々木内科・循環器科医院
笹原秀明	笹原内科医院
堂北忍	佐藤内科医院
澤口博	澤口医院
肥田野文夫	医) 仁政会 サンククリニック
最上栄蔵	山王胃腸科
高橋智和	山王胃腸科
最上希一郎	山王胃腸科
白根東久二	山王胃腸科
湊昭策	山王整形外科医院
湊貴至	山王整形外科医院
三戸聡	さんのへ耳鼻咽喉科クリニック
四釜俊夫	しかま医院
設楽芳宏	設楽産婦人科内科クリニック
島田堅一	島田クリニック
島田俊亮	島田クリニック
清水靖	清水産婦人科クリニック
木村康徳	下浜診療所
白根研二	医療法人 白雄会 白根病院
那須宏	医療法人 白雄会 白根病院
糸賀寛	医療法人 白雄会 白根病院
小野寺佳奈	医療法人 白雄会 白根病院
伊藤紘朗	医療法人 白雄会 白根病院
小松眞史	市立秋田総合病院
伊藤誠司	市立秋田総合病院
水俣健一	市立秋田総合病院
松尾重樹	市立秋田総合病院
本間光信	市立秋田総合病院
伊藤伸朗	市立秋田総合病院
伊藤武史	市立秋田総合病院
中川正康	市立秋田総合病院
藤原敏弥	市立秋田総合病院
柴原徹	市立秋田総合病院
池田研	市立秋田総合病院
中根邦夫	市立秋田総合病院
辻剛俊	市立秋田総合病院
大野秀雄	市立秋田総合病院
石井元	市立秋田総合病院
千葉満郎	市立秋田総合病院
津田聡子	市立秋田総合病院
吉田達哉	市立秋田総合病院

三浦 岳 史	市立秋田総合病院
中山 豊	市立秋田総合病院
市川 喜 一	市立秋田総合病院
政井 理 恵	市立秋田総合病院
阿部 正 人	市立秋田総合病院
内藤 信 吾	市立秋田総合病院
八木澤 究	市立秋田総合病院
小泉 ひろみ	市立秋田総合病院
武田 修	市立秋田総合病院
石田 和 子	市立秋田総合病院
高橋 ま や	市立秋田総合病院
米山 法 子	市立秋田総合病院
河村 正 成	市立秋田総合病院
小関 史 朗	市立秋田総合病院
佐藤 勤	市立秋田総合病院
長谷川 傑	市立秋田総合病院
太田 栄	市立秋田総合病院
若林 俊 樹	市立秋田総合病院
高清水 清 治	市立秋田総合病院
片寄 喜 久	市立秋田総合病院
高橋 絵梨子	市立秋田総合病院
斎藤 均	市立秋田総合病院
星野 良 平	市立秋田総合病院
木村 善 明	市立秋田総合病院
石田 俊 哉	市立秋田総合病院
阿部 明 彦	市立秋田総合病院
三浦 喜 子	市立秋田総合病院
高橋 道	市立秋田総合病院
福田 淳	市立秋田総合病院
軽部 裕 子	市立秋田総合病院
工藤 和 夫	市立秋田総合病院
高橋 雅 史	市立秋田総合病院
柏倉 剛	市立秋田総合病院
佐藤 ワカナ	市立秋田総合病院
越村 裕 美	市立秋田総合病院
平野 義 則	市立秋田総合病院
提島 眞 人	市立秋田総合病院
円山 啓 司	市立秋田総合病院
重臣 宗 伯	市立秋田総合病院
大川 聡	市立秋田総合病院
田原 孝 之	市立秋田総合病院
高橋 健 一	市立秋田総合病院
菅原 佳 恵	市立秋田総合病院
細葉 美穂子	市立秋田総合病院
大友 瞳	市立秋田総合病院
三浦 絵美里	市立秋田総合病院
石川 勇 仁	市立秋田総合病院
石河 軌 久	市立秋田総合病院
加藤 雅 志	市立秋田総合病院
菊地 功	市立秋田総合病院
高橋 研太郎	市立秋田総合病院
若林 育 子	市立秋田総合病院
尾野 祐 一	市立秋田総合病院
里吉 清 文	市立秋田総合病院

金森 勝 裕	市立秋田総合病院
亀田 優里菜	市立秋田総合病院
清水 佳 甫	市立秋田総合病院
杉山 俊 博	市立秋田総合病院
羽入 紀 朋	市立秋田総合病院
伊藤 翔 平	市立秋田総合病院
伊藤 史 子	市立秋田総合病院
楠見 僚 太	市立秋田総合病院
高橋 貴 一	市立秋田総合病院
東 紗 弥	市立秋田総合病院
今泉 ちひろ	市立秋田総合病院
草 弼 美 里	市立秋田総合病院
中村 恵菜実	市立秋田総合病院
市川 大	市立秋田総合病院
大高 葵	市立秋田総合病院
川村 知 佳	市立秋田総合病院
木村 友 昌	市立秋田総合病院
佐藤 有里子	市立秋田総合病院
藤原 大	市立秋田総合病院
船木 玲 奈	市立秋田総合病院
水野 香 菜	市立秋田総合病院
宮部 結	市立秋田総合病院
吉沢 和 久	市立秋田総合病院
菅原 真砂子	菅原内科クリニック
渡邊 博 之	菅原内科クリニック
鈴木 裕 之	すずきクリニック
鈴木 雪 子	すずきクリニック
鈴木 和 夫	鈴木内科医院
鈴木 俊 夫	鈴木内科胃腸科医院
須藤 明 子	須藤医院
須藤 宏 久	須藤医院
藤枝 信 夫	清和病院
山崎 好日児	清和病院
富樫 寿 文	清和病院
齊藤 真樹子	清和病院
倉田 穰	清和病院
銭谷 明	銭谷内科胃腸科クリニック
苗村 双 葉	外旭川サテライトクリニック
穂積 恒	外旭川サテライトクリニック
佐藤 美 佳	外旭川サテライトクリニック
三浦 進 一	外旭川サテライトクリニック
須藤 まき子	外旭川サテライトクリニック
飯沼 俊 信	外旭川サテライトクリニック
船木 公 行	外旭川サテライトクリニック
小野 幸 彦	外旭川サテライトクリニック
三浦 進 一	外旭川病院
嘉藤 茂	外旭川病院
飯沼 俊 信	外旭川病院
須藤 まき子	外旭川病院
船木 公 行	外旭川病院
松尾 直 樹	外旭川病院
三浦 一 樹	外旭川病院
高清水 三 郎	高清水医院
高清水 一 善	高清水医院

高橋 郁夫	たかはしこどもクリニック
高橋 文夫	高橋内科医院
高橋 正喜	高橋正喜クリニック
武田 正人	武田胃腸クリニック
田近 武彦	医療法人 田近医院
立木 裕	立木医院
俵谷 幸蔵	たわらや内科
小野 栄二	土崎病院
高橋 薫	土崎病院
小林 匡	土崎病院
志村 道隆	土崎病院
八木 伸夫	土崎病院
山中 康生	土崎病院
松浦 亨	(医) 土崎レディースクリニック
土田 蓉子	土田小児科医院
堤 祥浩	つつみ整形外科
寺田 俊夫	寺田内科医院
遠山 潤	遠山医院
遠山 佳子	遠山医院
高橋 徹	とおる内科医院
富田 志郎	富田胃腸科内科医院
富田 崇志	富田胃腸科内科医院
高橋 賛	内科・胃腸科高橋医院
中込 晃	中込内科医院
中込 恵美子	中込内科循環器科クリニック
栗崎 博	社会医療法人明和会 中通総合病院
五十嵐 知規	社会医療法人明和会 中通総合病院
石川 博康	社会医療法人明和会 中通総合病院
伊藤 忠彦	社会医療法人明和会 中通総合病院
伊藤 行信	社会医療法人明和会 中通総合病院
稲葉 龍太郎	社会医療法人明和会 中通総合病院
上野 知堯	社会医療法人明和会 中通総合病院
梅津 香織	社会医療法人明和会 中通総合病院
梅津 正矩	社会医療法人明和会 中通総合病院
馬越 通信	社会医療法人明和会 中通総合病院
大内 真吾	社会医療法人明和会 中通総合病院
太田 由里恵	社会医療法人明和会 中通総合病院
大山 翔吾	社会医療法人明和会 中通総合病院
小野 厳	社会医療法人明和会 中通総合病院
小野 貴史	社会医療法人明和会 中通総合病院
小貫 涉	社会医療法人明和会 中通総合病院
面川 歩	社会医療法人明和会 中通総合病院
利部 徳子	社会医療法人明和会 中通総合病院
加賀谷 肇	社会医療法人明和会 中通総合病院
加藤 充弘	社会医療法人明和会 中通総合病院
清澤 美乃	社会医療法人明和会 中通総合病院
草薨 芳明	社会医療法人明和会 中通総合病院
沓澤 理	社会医療法人明和会 中通総合病院
工藤 良平	社会医療法人明和会 中通総合病院
久保田 泰幸	社会医療法人明和会 中通総合病院
後藤 志保里	社会医療法人明和会 中通総合病院
小西 祥朝	社会医療法人明和会 中通総合病院
小林 新	社会医療法人明和会 中通総合病院
小林 芳生	社会医療法人明和会 中通総合病院

小松 博	社会医療法人明和会 中通総合病院
齋藤 由理	社会医療法人明和会 中通総合病院
佐々木 香奈	社会医療法人明和会 中通総合病院
佐々木 慧美	社会医療法人明和会 中通総合病院
佐々木 倫子	社会医療法人明和会 中通総合病院
佐藤 知	社会医療法人明和会 中通総合病院
佐藤 誠	社会医療法人明和会 中通総合病院
篠崎 真莉子	社会医療法人明和会 中通総合病院
柴田 敬一	社会医療法人明和会 中通総合病院
清水 翔太	社会医療法人明和会 中通総合病院
進藤 吉明	社会医療法人明和会 中通総合病院
菅沼 由実	社会医療法人明和会 中通総合病院
菅原 厚	社会医療法人明和会 中通総合病院
菅原 健	社会医療法人明和会 中通総合病院
杉山 保子	社会医療法人明和会 中通総合病院
鈴木 敏文	社会医療法人明和会 中通総合病院
角南 由紀子	社会医療法人明和会 中通総合病院
千馬 誠悦	社会医療法人明和会 中通総合病院
大門 葉子	社会医療法人明和会 中通総合病院
高橋 正喜	社会医療法人明和会 中通総合病院
高橋 祐子	社会医療法人明和会 中通総合病院
高橋 佳之	社会医療法人明和会 中通総合病院
田近 武伸	社会医療法人明和会 中通総合病院
田中 菜摘子	社会医療法人明和会 中通総合病院
田中 雄一	社会医療法人明和会 中通総合病院
津田 聡子	社会医療法人明和会 中通総合病院
土江 博幸	社会医療法人明和会 中通総合病院
兔澤 晴彦	社会医療法人明和会 中通総合病院
奈良 美保	社会医療法人明和会 中通総合病院
成田 裕一郎	社会医療法人明和会 中通総合病院
長谷川 樹	社会医療法人明和会 中通総合病院
長谷山 俊之	社会医療法人明和会 中通総合病院
畠山 雄二	社会医療法人明和会 中通総合病院
羽瀧 由紀子	社会医療法人明和会 中通総合病院
原嶋 宏樹	社会医療法人明和会 中通総合病院
原田 忠	社会医療法人明和会 中通総合病院
播間 崇記	社会医療法人明和会 中通総合病院
平井 大士	社会医療法人明和会 中通総合病院
平山 雅士	社会医療法人明和会 中通総合病院
福田 光之	社会医療法人明和会 中通総合病院
藤原 勝彦	社会医療法人明和会 中通総合病院
藤原 崇史	社会医療法人明和会 中通総合病院
古山 陽佑	社会医療法人明和会 中通総合病院
細谷 栄滋	社会医療法人明和会 中通総合病院
松居 有記	社会医療法人明和会 中通総合病院
松浦 多恵子	社会医療法人明和会 中通総合病院
三船 大樹	社会医療法人明和会 中通総合病院
宮形 滋	社会医療法人明和会 中通総合病院
宮田 真未	社会医療法人明和会 中通総合病院
宮本 誠也	社会医療法人明和会 中通総合病院
村上 力也	社会医療法人明和会 中通総合病院
市川 友里子	社会医療法人明和会 中通総合病院
矢幅 義男	社会医療法人明和会 中通総合病院
山田 晋	社会医療法人明和会 中通総合病院

山田 泰史	社会医療法人明和会 中通総合病院
山本 夏子	社会医療法人明和会 中通総合病院
横山 直弘	社会医療法人明和会 中通総合病院
吉田 泰一	社会医療法人明和会 中通総合病院
渡辺 新	社会医療法人明和会 中通総合病院
石塚 純平	社会医療法人明和会 中通総合病院
小貫 渉	中通リハビリテーション病院
田山 友之	中通リハビリテーション病院
牛山 えり子	中通リハビリテーション病院
渡辺 淳	中通リハビリテーション病院
橋本 啓子	中通リハビリテーション病院
石川 素子	中通リハビリテーション病院
長沼 晶子	ながぬま内科
堀江 泰夫	ながぬま内科
大山 幸子	ながぬま内科
小田嶋 貢	にいだ内科循環器科クリニック
新津 秀孝	にいつ内科クリニック
西宮 藤彦	にしのみやこども医院
新田 格	新田医院
橋爪 隆弘	はしづめクリニック
橋本 禎嗣	小児科内科橋本愛隣医院
長谷山 俊之	長谷山内科医院
波多野 宏治	はたの循環器クリニック
渡部 由紀	内科胃腸科 濱島医院
原田 健二	はらだ小児科医院
針生 秀樹	はりう産婦人科内科クリニック
針生 峰子	はりう産婦人科内科クリニック
廣田 紘一	ひがし稲庭クリニック
渡引 康公	ひがし稲庭クリニック
檜森 昌門	ひもり内科・消化器科クリニック
石川 正道	広面ファミリークリニック
福島 幸隆	福島内科医院
福田 健	福田胃腸科クリニック
藤盛 亮寿	(医) 藤盛レディースクリニック
細谷 重直	細谷病院
細谷 貴美子	細谷病院
小林 有美子	細谷病院
高橋 優子	細谷病院
及川 亨	細谷病院
本間 真紀子	医療法人社団 本間医院
真崎 雅和	(医) 真和会 真崎耳鼻咽喉科医院
松浦 麗子	松浦医院
松岡 一志	松岡内科クリニック
水沢 広和	水沢医院
湯川 道弘	ミチヒロ胃腸科内科クリニック
湊 元志	湊小児科医院
鈴木 信愛	港町内科皮膚科
鈴木 あけみ	港町内科皮膚科
南浦 光昭	南浦医院
宮澤 一治	みやざわペインクリニック
谷頭 幸	みゆきレディースクリニック
向島 偕	向島医院
村山 仁	村山クリニック
森川 昌利	森川内科・呼吸器科クリニック

師岡 長	もろおか医院
安岡 健二	やすおか小児科医院
柳田 龍一	柳田医院
俵谷 博信	医療法人 やばせ内科クリニック
山川 博	山川内科
山岸 逸郎	山岸クリニック
吉田 司	吉田胃腸科内科クリニック
吉成 仁	医療法人 吉成医院
米山 和夫	米山消化器内科クリニック
和田 博	わだクリニック
綿貫 桃代	わたぬき小児科医院

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成27年4月17日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び所在地  
株式会社アマノ 代表取締役社長 天野 良孝  
秋田県男鹿市船越字内子89番地
  - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 スーパーセンターアマノ御所野店  
所在地 秋田県秋田市御所野堤台一丁目5番1号
  - (3) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
変更前  
株式会社天野金物 代表者取締役社長 天野 良孝  
秋田県男鹿市船越字船越1番地1  
変更後  
株式会社アマノ 代表者取締役社長 天野 良孝  
秋田県男鹿市船越字内子89番地
  - (4) 変更年月日 社名 平成22年4月24日  
住所 平成22年6月1日
  - (5) 変更理由  
設置者の名称及び住所変更のため
- 2 届出年月日 平成27年4月14日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
  - (2) 縦覧期間 平成27年4月17日から同年8月17日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
  - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成27年4月17日

秋田市長 穂 積 志

## 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地  
株式会社アマノ 代表取締役社長 天野 良孝  
秋田県男鹿市船越字内子89番地
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 スーパーセンターアマノ御所野店  
所在地 秋田県秋田市御所野堤台一丁目5番1号
- (3) 変更しようとする事項  
駐車場の位置及び収容台数  
変更前 1,341台  
変更後 819台
- (4) 変更年月日 平成27年12月15日
- (5) 変更理由 敷地の有効利用を図るため

## 2 届出年月日 平成27年4月14日

## 3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成27年4月17日から同年8月17日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

## 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

## 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会の委員の補欠選挙期日を平成27年7月12日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年4月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間 平成27年5月25日から  
同年6月7日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から  
午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 秋田市手形字山崎44番地3  
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成27年度第1号計画）を

定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年4月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号  
秋田市農林部農林総務課

## 教 委 公 告

## 秋田市教委公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成27年4月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務委託名（業務内容については仕様書参照）  
秋田市太平山自然学習センター小中学校送迎バス賃貸借
  - (2) 履行場所  
秋田市太平山自然学習センター  
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
  - (3) 履行期間  
平成27年5月12日から平成28年2月29日までとする。
  - (4) 入札参加要件
    - ア 大型5台、中型1台以上のバスを所有していること。
    - イ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
    - ウ 秋田市内に本社、支店又は営業所を有している者であること。
    - エ 過去2年間に市、県、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
    - オ 市税に滞納がないこと。
    - カ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
    - キ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
    - ク 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
- 2 入札に関する事項
  - (1) 日時 平成27年4月24日(金) 午前10時
  - (2) 場所 秋田市太平山自然学習センター・会議室  
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
  - (3) 入札保証金および契約保証金 免除
  - (4) 契約日 落札が決定した日から平成27年4月30日(木)までの間
  - (5) 注意事項
    - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
    - イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

ウ 入札書には、大型車と中型車各1台分（片道分）の賃貸借金額を記載し、最も安価であった者を落札者とする。ただし、大型車と中型車で安価の業者が各々であった場合は、全配車金額の合計金額で最も安価な業者と、大型車および中型車の単価として決定する。

エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

### 3 入札参加申込みに関する事項

#### (1) 受付期間

平成27年4月10日(金)から同月17日(金)までとする。ただし、同月13日(月)は休館日のため不可とする。

#### (2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。

#### (3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター 事務室

#### (4) 提出書類（以下「申込書等」という。各証明書類は、平成27年1月1日以降に取り寄せたものであること。なお、提出時は写しでも可とする。）

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

ウ 営業経歴書（様式3）

エ 誓約・同意書（様式4）

オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方務局で発行）

キ その他

(ア) 入札参加要件「1の(4)アおよびイ」の証明できる書類

(イ) 送迎バスの車種、車内の分かる書類

#### (5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者には、その旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、平成27年4月21日(火)までに電子メール等により送付する。

### 5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話827-2171）

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話827-2171）

## 上下水道局公告

### 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成27年4月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 佐太 幸  
賦課対象区域

下新城中字屋敷、下新城中字鳥合、下新城中字前谷地、寺内字通穴、将軍野向山、将軍野南五丁目、外旭川八幡田一丁目、外旭川八幡田二丁目、広面字推子、手形字大沢、広面字釣瓶町、広面字大巻、手形字西谷地、牛島西三丁目、仁井田字大野、仁井田目長田二丁目、四ツ小屋小阿地字柳林、新屋栗田町、下浜桂根字浜添、下浜桂根字境川、下浜羽川字水垂、下浜羽川字横長根、下浜羽川字五郎池、新屋元町、柳田字柳田、柳田字馬上田、太平八田字八田、太平八田字オノ崎、太平八田字藤ノ崎、太平目長崎上目長崎、太平目長崎字本町、太平目長崎字舞鶴館、太平中関字川原、太平中関字八幡野、太平中関字下館、太平中関字寺ノ沢、太平中関字上館、太平中関字平形、太平中関字堀内、太平中関字槻ノ浜、太平中関字寺中、上北手猿田字宝竜崎、河辺和田字坂本北、河辺和田字宮崎および河辺和田字高屋敷（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

